

公衆衛生情報 みやぎ

2025 8 月 号

トピックス

- ・気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会
10年のあゆみ 1

行政等からの情報

- ・令和7年度 宮城県保健福祉部の重点方針 6
- ・令和7年度 宮城県環境生活部重点方針 10
- ・令和7年度 仙台市環境局主要事業 16
- ・令和7年度 仙台市健康福祉局主要事業 19
- ・令和7年度 仙台市子ども若者局主要事業 23
- ・次世代シーケンサーによる新型コロナウイルス
の全ゲノム解析
～2023年第47週から2024年第28週まで～ 26
- ・みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の
進捗状況について 29
- ・インフルエンザの流行状況 35

感染症情報

- 宮城県感染症発生動向調査情報 39
- 仙台市感染症発生動向調査情報 41
- 仙台市内病院病原体検出情報 43

保健所からの便り

- 宮城県 45
- 仙台市 49

ちょっとひと息

- 「食材王国みやぎ」夏のおすすめ食材
～きゅうり・アナゴ～ 50
- 仙台市八木山動物公園
「仙台市八木山動物公園施設長寿命化
再整備計画」が本格的にスタートし
ました。 51

研究助成

- 令和7年度 宮城県公衆衛生
研究振興基金研究助成の決定 52
- あとがき 53



No.547

当協会ホームページで、過去3年分の
バックナンバーをご覧いただけます。

トピックス

気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会 10年のあゆみ

芳賀礼子*

1. はじめに

私たち気仙沼・南三陸地区の退職看護職の会（標記）は2024年11月、結成から10周年を迎えました。

この会は、東日本大震災の健康支援事業に従事した気仙沼・南三陸地区等在住の仲間17名と共に、2014年11月25日に立ち上げた会です。

当初7年間は健康支援事業に従事する傍ら、研修やメンバー間の交流をメインとしそれらを楽しんできました。現在のボランティア団体として主となる活動は、5年目を迎えた「まちの健康相談室（ぬくもり）」で、イオン気仙沼店で行っています。

これは2021年、震災から10年目の復興事業終了の後開始したもので、健康支援事業「まちの保健室」の名称を変更しただけのものでした。

急場しのぎの感はしましたが、定着しつつあった健康相談の変更により、相談者等市民が戸惑わないための窮余の策でもあり、お陰で一度も途切れることなく、自分たちの事業に移行することができました。スムーズな移行により、私たちにとっては念願の地域保健活動が保健看一体で継続できることとなったのです。

振り返ってみますと、健康支援事業がなかったら誕生していなかったかもしれない会です。この度、このような貴重な機会を頂きましたので、これまでの10年を振り返り、併せて今後について考えてみたいと思います。

2. 会結成の背景・経過

〈会結成の背景〉

震災直後にそれぞれが看護職としてできる何かを見つけ、取り組んだということがあります。“地域住民と共に避難所に身を寄せながら、感染予防やこころのケアに取り組んだ”“震災翌日から近くの避難所に出向き健康相談した”“巡回医療チームの案内をした”“住職の妻と

して、寺に避難した350人と生活を共にし健康管理に当たった”等々です。震災を体験し個人でやれることはやったが、その限界を知ったことが背景にあると思います。

〈結成までの経過〉

健康支援事業『被災地での健康支援事業（宮城県看護協会受託）』は、県内では仙台市や山元町、石巻市、南三陸町においてすでに開始されていきました。県看護協会から第一報を頂いた気仙沼市では、それから3か月後の2012年9月の開始となりました。

そして、本市より8か月前に事業開始していた南三陸町に本市が加わり、看護協会を含めた三者合同のコーディネーター会議が2013年4月に開催されました。

自分たち看護職の会については下記のコーディネーター会議の中で話し合ってきました。

〈コーディネーター会議〉

健康支援事業推進のため、毎月コーディネーター会議が開催されました。

メンバーは看護協会のコーディネーター1名の他、南三陸町2名、本市2名でした。

その後本市が3名となり、全員が会の役員であったことから10周年記念事業や記念誌作成についてもこの5名で進めてきました。

3. 会の概要

〈会 員〉

会員は第一線をリタイアした保健師・助産師・看護師・養護教諭のグループで現在24名、年齢は62歳～80歳です。被災した当事者も数名はどいます。

会は健康支援事業の従事者17名でスタートし、その後一人二人と退職者が加入しています。最近加入したメンバーの第一声は“保健師の仕事がしたい”でした。

*気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会
代表

〈会の目的〉

「被災地住民の健康支援のために、地域保健活動を継続しながら自ら及び地域のエンパワメントを図る。そのことによって被災地住民の健康度を向上させることを目的とする」としています。

これは南三陸町の支援に入って頂いていた末永カツ子元東北大学大学院教授が、タイミングよくコーディネーター会議を覗いて下さり、ご指導のお陰でたどり着いた会則の目的（第1条）です。他全般に亘り、何度もご指導を頂いたことは大変幸運なことでした。

〈総会・研修会〉

会結成後は毎年総会及び研修会（表1）を開催、ネットワークづくりからケア及び看護の最新知識、震災時の対応等様々な分野について学習してきました。

講師は身近な方がほとんどで、そのご厚意によるものばかりでした。グループワーク（写真）のお世話も頂き、会の役割や今後の活動についても話し合ってきました。



グループワークの様子

4. まちの健康相談室「ぬくもり」の活動開始にあたって

〈事業名について〉

復興事業終了後、南三陸町では町の独自事業として「まちの健康相談室（ぽかぽか）」を開始し進めていました。ネーミングだけでも揃えて進めたく、「まちの健康相談室（ぬくもり）」とし、行政の担当者をお願いし快く了解して頂きました。

〈活動助成金の申請〉

活動費については、本市健康増進課紹介の「みやぎ生協福祉助成金」に申請、3か年に亘り助成して頂きました。

4年目は「キリン・地域のちから応援事業」のお世話になりました。

〈健康ボランティア育成講座の受講〉

ボランティア団体として再出発の前年、本市が2回に亘って研修会を開催、会員も受講しました。講師は兵庫県立大学地域ケア開発研究所の増野園恵所長、及び神戸市社会福祉協議会須磨区障害者支援センターの有森孝輔所長でした。

〈ボランティア保険加入〉

安心して活動していくため、市社協のボランティア保険に加入しました。

ボランティア団体としての登録により、保険の掛け金は免除して頂いています。

5. まちの健康相談室「ぬくもり」の内容

〈実施回数・時間〉

毎月1回（12月除く）15日（10時～13時）、8月のみ20日



〈会 場〉

イオン気仙沼店 正面玄関（写真）



健康相談の様子

〈従事者〉

- ・看護職19名＋受付担当の市民1名が交代で従事（毎回8名）
- ・イオン薬剤師（毎回）・理学療法士（年4回）・ケアマネージャー（年3回）

〈流れ（担当者数）〉

会場設営・ミーティング→受付・相談表記載(2)→血圧・体脂肪測定(2)→ボディチェッカー「ストレス度・血管年齢測定」(1)→自己血糖測定（1：イオン薬剤師）→個別相談（3，他理学療法士又はケアマネージャー）→片付け・ミーティング

〈専属コーディネーター3名の配置〉

- ・役割：運営・準備・後始末・統計・助成金申請及報告・市やイオン等との交渉
- ・健康支援事業の中では、支える会の役員が兼務していたが、ボランティア移行の翌年、現在のメンバーに交代。

〈全体会〉

- ・年1回（年度末）開催：従事する看護職が一堂に集まり、年間実績、翌年の予定や担当等確認、情報交換、市の担当者等の出席を頂くこともある。

〈実績・相談者の状況〉（表2）

〈傾向及び特徴〉

- ・イオン気仙沼店での健康相談としては12年目（まちの保健室7年、まちの健康相談室5年目）
- ・相談者：全世代を対象としているが70歳以上

約8割、男性約4割。

- ・継続的な利用者が約8割、毎回利用する人も多い。
- ・相談内容：生活習慣病に関すること＞高齢者に関すること＞精神保健に関すること（相談票により継続管理）
- ・フォロー等必要な場合→本人の了解の下、市に繋ぐ。
- ・商業施設（人の往来・雑踏の中）での健康相談→気軽、待たされること等によるトラブルがない、深刻な相談がしやすい？
- ・多職種協働による健康相談（2021年～）
- ・市の協力（健康ボランティア育成講座の開催、多職種協働への働きかけ、広報、活動助成先の紹介、イオンとの協議、器具機材の保管等）

6. 会のその他の事業

〈気仙沼市健康づくりフェスタ（健康相談コーナー）への協力〉

打ち合わせ会には2019年度から参加。コロナ蔓延のため、実際健康相談を担当したのは2023年からの3回でした。

〈ぼうさいこくたい2022（神戸市）での発表〉

10月22日、セッション「災害看護でまちづくり」の中で発表（題：「東日本大震災後の看護職による健康支援活動」）、コーディネーター3名が出席。市や本会がお世話になっている兵庫県立大学の増野園恵教授からの依頼によるものでした。

7. 10周年記念事業の開催、記念誌作成

2024年11月17日、小泉公民館に於いて10周年記念研修会を開催しました。

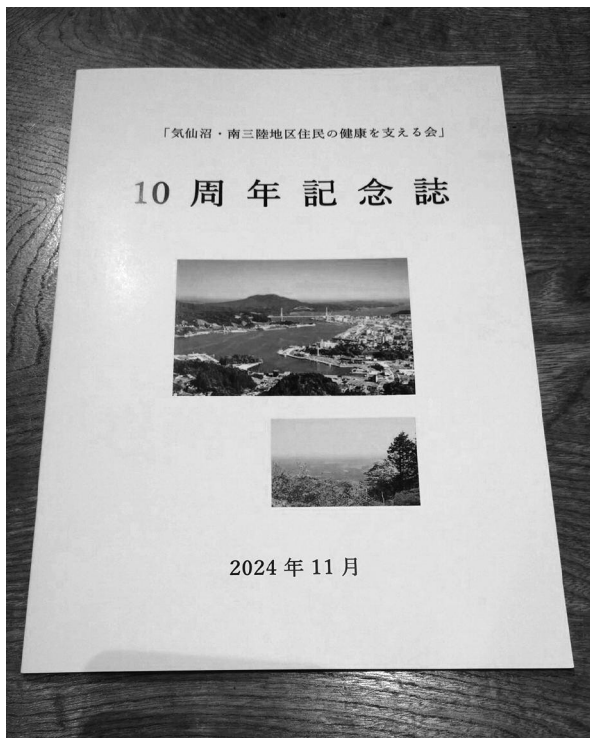
講師は県看護協会の佃祥子前会長に依頼、快く受けて頂きました。

記念誌の編集については役員（5名）が前年8月頃より随時集まって行い、印刷製本は小泉公民館の協力により、プリントパックで100部作成しました。

8. 会員の声・今後の目標（2023年、グループワークで話し合ったことをKJ法でまとめたもの）

〈現在の活動について〉

「知識や技術を生かせる」「保健指導という



10周年記念誌の表紙

目 次	
はじめに	2
気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会 会長 芳賀 礼子	
会へのメッセージ	3
・公益社団法人宮城県看護協会 会長 石井 幹子 氏	
・仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学 看護学部 看護学科 学部長	
公衆衛生看護学領域 教授 末永 カツ子 氏	
事業実施内容 : 2014年度～2024年度	6
これまでにご協力いただいた方々	30
10周年記念に寄せて	32
会員数の推移	38
会員名簿	39
会 則	40
あとがき	41
気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会 副会長 高橋 弘美	
資料編	
・2022年度 下期 みやぎ生協福祉活動助成金申請書	42
・令和6年度「キリン・地域の力応援事業」お祝いとお祝い	45
・気仙沼・南三陸地区住民の健康を支える会への助成決定書	46

10周年記念誌の目次

より傾聴」「活動することは自らのフレイル予防、生きがい」「日常では得られない学び、刺激、感動がある」「行政の枠に捕らわれずチャレンジできる」

〈今後の目標〉

- ・無理なくできる活動の継続：
 - 「現在の活動の継続」「交流の継続」
- ・活動を広げて展開：
 - 「活動の場を増やす」「気仙沼以外での健康相談」「多職種参加の活動」
- ・地域貢献、災害時の支援：
 - 「イベント参加」「高齢者の見守り」「地区の一般健康相談」「健康なまちづくりへの提言」「人材センター的役割」

〈目標に向かうための活動〉

「自らの健康・気力の維持向上」「知識・技術の更新」「活動資金の確保」「仲間を増やす」「地域を知る」「災害への備え（災害時にできることを考えながら暮らす、防災・災害対応の仕組みに入れてもらう、事前学習、区長・民生委員等との交流、連絡網の整備他）」

会員の平均年齢が72歳となった今、今後の活動については無理なく、楽しく続けていくこと

が大切です。しかし、仲間を増やし、災害時にも対応できる会を目指す等、真剣に考えている人が多いということがわかりました。

9. 終わりに

この10年、仲間となった人は31名、40代の会員がいた時期もあります。家業等のために退会、再就職や病に倒れての退会もありました。

大震災を経験した後であるだけに、役に立つことがあれば微力であっても…という人が多く、お陰で思ってもみなかった期間続けることができました。

会員の多くは自分の生きがいや、フレイル予防のためにも続けていきたいと話しています。

健康相談は相談者も受け手も共に高齢者、相談日には訴えや悩みに耳を傾けてはいますが、それと同じくらい相談者自身の生き方や日々の暮らしそのものに共感や感動が多く、教えて頂くことも多いのです。

行政による一般健康相談が少なくなった今の時代、このような健康相談が一つぐらいあってもいい…和やかな雰囲気、現場に立ち、この会、この活動の果たす役割を垣間見たような気がしました。

(表 1) 研修・交流会等の実施状況

年度	内 容	講師・助言者(所属)	参加者
2014	研修会「会に期待すること」	末永カツ子 氏 (東北大・大学院教授)	11
2015	研修会「フットケアの基礎知識」	及川 明子 氏 (気仙沼市立病院糖尿病療養指導士)	14
2016	研修会「災害時の対応について」	阿部 憲子 氏 (南三陸ホテル観洋女将)	16
2017	研修会「子供の虐待と地域保健活動の役割」	佐藤 淑子 氏 (元北海道学園大学経済学部教授)	13
	研修会「福島の実状と私たちの活動の今後」	末永カツ子 氏 (東北大学名誉教授, 福島県立医科大学教授)	11
2018	交流会「日頃の活動を振り返ってみよう」	佐藤 淑子 氏 (元北海道学園大学経済学部教授)	15
	研修会「最新の栄養学について」	片倉 成子 氏 (尚絨学院大学特任研究員)	17
2019	研修会「南極の暮らしから学ぶこと」	石井 洋子 氏 (第49次日本南極地域観測隊・越冬隊員)	15
	研修会「プラチナナースに期待すること」	佃 祥子 氏 (宮城県看護協会前会長)	16
2020	コロナウイルス感染防止のため中止		
2021	交流会「日頃の活動について自由・気楽に話してみよう」		21
2022	研修会「生ごみ革命～いのちの循環を守るために」	葉坂 勝 氏 (株)ハザカプラント工業代表取締役	21
2023	研修会「GW：支える会として何ができるか」	増野 園恵 氏 (兵庫県立大学地域ケア開発研究所 所長)	17
		澤田 雅浩 氏 (兵庫県立大学大学院准教授)	
2024	研修会「GW（支える会として何ができるか）のまとめから」	増野 園恵 氏 (同上)	9
	10周年記念研修会「311の思いと今後の期待」	佃 祥子 氏 (宮城県看護協会前会長)	20

(表 2) まちの健康相談室（ぬくもり）の実績

年度	実施回数 (回)	スタッフ数 (延人)	相談者数 (延人)	70歳以上 (%)	男性の割合 (%)	継続利用者の割合 (%)
2021	8	57	248	74.9	39.5	81.5
2022	10	82	283	74.9	38.5	83.7
2023	10	77	284	75.7	37.3	83.5
2024	11	89	262	78.6	40.8	88.2

行政等からの情報

令和7年度 宮城県保健福祉部の重点方針

宮城県保健福祉部

1. 基本方針

■新・宮城の将来ビジョンの着実な推進

県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の中間年に当たる令和7年度は、政策推進の基本方向の柱である「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」について、次世代育成・応援基金なども活用しながら、幅広い取組を推進します。

少子化等の進行により本格化する人口減少への対応は、本県においても喫緊の課題となっております。人口減少の加速は、地域経済や社会に大きな影響を及ぼすおそれがありますが、県民一人ひとりが幸福を実感し、地域の活力を維持するため、社会全体で子育て世代を支えながら、未来を担う全ての子どもの健やかな成長を後押しするなど、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めていきます。

また、「宮城県地域医療計画」や「宮城県地域福祉支援計画」など、保健福祉部の各分野の計画等に基づき、在宅医療などの医療提供体制の確立のほか、政策医療の課題解決や保健・医療・福祉分野等の連携による地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護サービス・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進していきます。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的に行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けてデジタル技術を活用して業務効率や生産性の向上を図る取組を推進するほか、多様な主体と連携しながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

■被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

東日本大震災の発生以降、宮城県震災復興計画のもと、被災した医療機関や社会福祉施設の復旧、保健・医療・福祉サービスの回復を図るとともに、応急仮設住宅による住まいの確保

や、被災者の見守り、健康調査などを実施したほか、地域の支え合い活動支援や心のケア対策などを通じて、被災された方々が安心して暮らせるための取組を全力で推進してきました。

一方、被災された方々の心のケアなどの取組は、複雑化した課題に対する丁寧かつ継続的な支援が必要であることから、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を市町村や関係団体との連携により推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めていきます。

2. 重点項目

(1) 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備

新たに策定した「みやぎこども幸福計画」に基づき、結婚し、子どもを生み育てることを望む人の希望がかなえられるよう、結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子ども・子育て施策の総合的な推進に取り組みます。

結婚支援については、AIマッチングシステムを活用した出会いの機会拡大に向けた支援のほか、高校生や大学生等を対象に妊娠・不妊・出産に対する正しい知識の普及や、ライフプランの形成支援に取り組むとともに、地域の実情に応じて市町村が行う少子化対策への支援の更なる拡充を図ります。

妊娠・出産、子育てに関する支援については、不妊検査・不妊治療へ助成を行う市町村への支援を拡充するほか、結婚から子育てまで切れ目なく支援するパスポート制度の拡充と子どもが生まれた世帯に対する地域ポイントの付与、置き型授乳室の設置、産後ケアサービスの受入れ拡大に向けた助成の拡充や、先天性の難病を早期に発見するための検査に関する国の実証事業への参画などに取り組み、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に努めます。

また、引き続き、周産期・小児医療従事者の確保や体制の構築、地域で安心して暮らすための障害児支援体制の強化に取り組みます。

そのほか、一時預かり事業や放課後児童クラブなどの地域における子ども・子育ての取組を支援するほか、子育て世帯に対する支援として、引き続き、乳幼児医療費助成や小学校入学準備支援等の実施、幼児教育・保育の無償化により経済的負担の軽減を図ります。

保育所等利用待機児童の早期解消については、「保育政策の新たな方向性」に基づき、保育所等の整備支援、認定こども園への移行支援に取り組むとともに、保育士・保育所支援センターによる就業支援、保育補助者や保育支援者の雇用経費に対する助成等により保育人材の確保に努めるほか、多くの保育士が受講できるよう引き続きオンラインによるキャリアアップ研修を実施し、資質の向上と処遇改善を図ります。

(2) 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築

「みやぎこども幸福計画」に基づき、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂などに取り組む団体を支援するとともに、様々な事由により課題を抱える子どもや家庭に対する支援として、生活困窮家庭の子どもを対象とした学習・生活支援のほか、ひとり親家庭の養育費の履行確保に向けた支援を行います。また、ヤングケアラーの早期発見と支援体制の強化を図るため、関係機関職員向け研修や専門家派遣、ピアサポート等による相談体制の構築に取り組むほか、民間団体と連携したオンラインサロンなどを実施します。

児童虐待防止対策等については、児童相談所共通ダイヤルの受付やSNSを活用した相談の実施、家族再統合の支援、施設を退所した児童等へのアフターケアなどに継続して取り組むなど、児童虐待の防止や発生時の迅速な対応から、虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで、切れ目のない支援を行います。また、児童虐待相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため、児童相談所におけるDXによる業務改善に継続して取り組みます。

新たに策定した「宮城県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託率の向上を目指して、引き続き里親支援センターと連携し、里親制度の普及促進や里親への支援体制強化を行い、子どもの安定した養育環境の確保を図っていきます。また、社会的擁護を受ける子どもの意見表明など権利擁護に係る取組を進めます。

(3) 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進

県・市町村・社会福祉協議会等で構成する「宮城県地域共生社会推進会議」等の取組により、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談・支援体制の構築等を進め、困難を持つあらゆる人を地域で支える地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。また、昨年度に開設した「みやぎハートフルセンター」を、社会福祉に関する活動の場として運営していきます。

生活状況が不安定なひとり親家庭に対して、就業相談や就業情報の提供を行うとともに、就職や生活の安定に資する資格取得を促進する教育訓練給付等を行い、自立した生活ができるよう支援するとともに、新たに子どものための体験型事業に取り組みます。

生活困窮者の自立促進支援については、困窮状態からの早期脱却を図れるよう、状況に応じた各種支援を継続して実施します。

障害者の就業・生活支援については、障害者が地域において自立して生活できる工賃収入の実現に向け、「第5期宮城県工賃向上支援計画」に基づき、事業所に対する経営支援や共同受注等による販路拡大支援を継続するとともに、県内企業等で構成される応援組織により、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組みます。また、ひきこもり等就労困難者に対し、障害福祉サービスを活用した一般就労移行に向けた取組を継続して行います。

(4) 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供

生涯を通じた健康づくりについては、企業・団体、保険者、行政機関等が参画する「スマートみやぎ健民会議」を核として、デジタル身分証アプリなどを活用した取組を推進するとともに

に、産学官連携による減塩や野菜摂取量の増加を促す食環境づくりの推進、健診データの分析等に基づいた生活習慣病の予防や重症化対策に取り組むなど、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制の構築に取り組みます。

また、県民一人一人が健康状態やライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりができるよう、支援体制の充実を図るとともに、在宅の要介護者や障害のある方の口腔ケアを実施する体制整備や人材育成支援、働き盛り世代の歯周病予防対策などに取り組みます。

さらに、「第4期宮城県がん対策推進計画」に基づく総合的ながん対策の推進に加え、新たに、がん医療提供体制の均てん化などを図るための県独自の指定病院を支援します。このほか、若年のがん患者に対する生殖機能温存治療や在宅療養の費用の助成を行うとともに、骨髄提供者への助成による骨髄提供を行いやすい環境の整備や造血幹細胞移植を受けた小児がん患者のワクチン再接種費用の助成などに取り組みます。

循環器病対策については、脳卒中・心臓病等総合支援センターにおいて、相談支援のほか、循環器病の予防や正しい知識の普及啓発等を行います。

また、献血運動の気運を高め、血液事業の一層の推進を図るため、「第61回献血運動推進全国大会」を開催します。

国民健康保険については、第3期宮城県国民健康保険運営方針に基づき、市町村と十分に連携しながら安定した制度運営を行います。

安全で良質な医療を将来にわたって持続的かつ安定的に提供していくため、「第8次宮城県地域医療計画」に基づき、医療に関する各種施策を総合的に推進していきます。また、新興感染症等の発生に備えるため、必要な医療提供体制の整備を進めるとともに、ポスト・コロナの社会的変化に対応した、きめ細かな保健・医療・福祉の提供に努めていきます。

医療人材の確保、偏在解消については、医療従事者が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備に向けた取組を進めるとともに、医学生に対する修学支援やキャリア形成支援、看護師の県内定着支援のほか、新たに薬剤師や歯

科技工士を目指す学生の修学資金の貸し付けによる確保対策を進めます。また、地域医療構想を踏まえ、病床機能の分化・連携を適切に推進するとともに、新たに、地域医療構想の実現に向けた医療機関相互の協力による機能集約を支援するほか、仙台医療圏における病院の再編など、政策医療の課題解決に取り組みます。

救急医療については、ドクターヘリの運航や地域の救命救急センターの運営支援、おとな救急電話相談の24時間運用等のほか、搬送の効率化を図る救急搬送情報共有システムの運用を行います。

高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会を実現できるよう、「第9期みやぎ高齢者元気プラン」に基づく取組を着実に推進します。

医療・介護等の様々なサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、要介護状態を招くおそれのある高齢者のフレイル対策や、地域住民主体による支え合いの推進、認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の充実、市町村における権利擁護の取組支援、認知症の人とその家族を地域で支えるための体制づくりを進めます。

喫緊の課題である介護人材の確保・養成・定着を図るため、ロボット・ICT機器導入による介護事業所の勤務環境改善を一層推進するとともに、中高生や保護者、教員など幅広い世代に対する介護のイメージアップを図ります。また、外国人介護人材の確保に向けては、特定技能外国人の受け入れに向けた支援を行うとともに、受入施設の環境整備や外国人の資格取得支援に取り組みます。

さらに、特別養護老人ホームや地域密着型サービス施設などの介護基盤の整備を地域の実情に応じて計画的に推進するとともに、介護保険の適正な制度運営等を継続して進めていきます。

(5) 安心して暮らせる社会の実現

障害がある方への支援については、「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けた普及啓発や相談支援等の取組を進めるとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備を計画

的に推進します。

「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例」や「手話言語条例」に基づき、障害等に対する理解を深めるための普及啓発のほか、障害の特性に応じた多様な意思疎通や情報手段の確保に努めるとともに、障害のある人となない人との相互理解を図るため、障害者アート作品を通じた交流機会の創出等に取り組みます。

また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備については、各圏域におけるアドバイザーの配置や入院者の訪問支援など拡充して取り組みます。

そのほか、グループホームや就労支援事業所など地域において自立した生活を送るための施設整備を行うとともに、建替整備が完了した「宮城県船形の郷」において、県立施設としてのセーフティネット等の役割を担い、支援の充実に取り組みます。

障害福祉サービスの質の向上については、障害福祉サービス事業所等が行う職員の処遇改善やICT導入・活用による業務改善などの取組を支援し、介護人材の確保・育成を推進します。

また、発達障害者支援センター等による発達障害児者への支援や、市町村が行う障害者医療費助成事業への補助を継続して実施するとともに、医療的ケア児等相談支援センターにおいて、医療的ケア児やその家族を総合的に支援するほか、新たに、家族のレスパイトのための医療型短期入所事業所の開設促進や、災害時における市町村の支援体制整備に取り組みます。このほか、成人移行支援センターにおいて、小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病の患者に対し、必要となる支援に取り組みます。

ひきこもり支援については、ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者・家族支援や関係機関への後方支援を推進するほか、県北及び

県南地域の居場所設置に加え、出張やオンライン活用による居場所支援により、本人の社会参加の支援・孤立防止に取り組むとともに、より住民に身近な市町村による取組を促します。

また、「宮城県自死対策計画」に基づき、自死のきっかけとなる健康や経済的問題等の対策について、関連施策の連携により総合的な取組を推進するとともに、県民一人ひとりの気づきと見守りを促すために、ゲートキーパー養成や普及啓発等に市町村や民間団体等と連携して取り組みます。

(6) 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート

被災者の生活支援として、災害公営住宅等への巡回訪問等を通じた見守り活動や相談対応、コミュニティ構築などの支援を継続していきます。また、災害公営住宅への転居等生活環境の変化による心身の健康状態の悪化を防ぐために、災害公営住宅における支え合い体制づくりを支援するなど、被災者のニーズに応じたきめ細かな支援に引き続き取り組むほか、新たに東日本大震災当時の被災児童等の思いやメッセージをアーカイブ化するための調査を実施します。

さらに、被災された方々の心のケアへの対応については、拠点となる「心のケアセンター」の閉所作業とあわせて、市町や心のケアに携わる関係機関と連携した地域住民や支援者支援を実施するほか、地域における支援体制整備を推進するため、市町村における人材確保・育成に向けた支援に取り組みます。

また、子どもたちの心のケアについては、被災児童やその親、支援者への支援等を継続するとともに、親を亡くした子どもたちの安定した養育環境の確保を図るため、「東日本大震災みやぎこども育英基金」を活用し、里親等の養育者に対する支援を継続します。

令和 7 年度 宮城県環境生活部重点方針

宮城県環境生活部

〈基本方針〉

今日の環境をめぐる問題は、身近な地域から地球規模にまで広がりを見せており、地域の自然環境や生活環境の保全と併せて、地球環境問題への積極的な対応が迫られています。特に地球温暖化は喫緊の課題であり、環境と経済を両立しつつ、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民・事業者・行政の連携により、積極的な排出源対策・吸収源対策の推進と持続可能な社会への転換に取り組む必要があります。一方、社会生活をめぐる問題としては、昨今脅威となっている犯罪情勢、食品による健康被害、問題商法によるトラブルなど私たちの安全安心を揺るがす事態が時として発生しています。犯罪のないまちづくりの推進や食の安全安心の確保、消費者被害の防止等により、県民生活の安定と向上を図り、誰もが安心して安全に暮らせる社会づくりに取り組んでいくことが求められています。

また、県民の価値観や生活様式の変化に伴い、県民ニーズや地域コミュニティが多様化する今日、全ての県民が個性豊かな地域文化を享受しつつ、いきいきと生活できる社会を実現するために、社会的・公益的な活動を行うNPOなどと協働しながら、県民一人一人が主体的に社会活動に参画し、魅力的で活力あふれる地域社会を創出していく環境を整えていく必要があります。併せて、性別に関わらず、誰もが地域や職場でその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現への取組を、一層進めていかなければなりません。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故に関連する放射性物質汚染廃棄物の処理等に、引き続き的確に対応するとともに、震災からの心の復興への取組を継続的に支援することが不可欠です。

以上のことを踏まえ、環境生活部では、SDGsの視点や県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた理念や方向性

に沿いながら、次の4つの柱を基軸にして、環境・生活分野における社会的要請に対応するための各種施策を総合的かつ効果的に推進していきます。

I・・・持続可能な社会の実現



“持続可能な社会の実現”とは、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」と「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」の実現を意味しており、本県においては、「脱炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築し、また、これらの基盤となる「安全で良好な生活環境」の保全を通じ、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を目指すものです。

II・・・安全安心社会の実現



“安全安心社会の実現”とは、犯罪被害の防止、食の安全安心の確保や消費者被害の防止などを通じ、県民生活の安全安心を確保しようとするものです。

III・・・協働共創社会の実現



“協働共創社会の実現”とは、「多様な主体が参加する社会の実現」を意味しており、県民、企業、NPOや関係団体等の多様な主体が参加

し、多様な感性や考え方を尊重して取り入れながら、県民の誰もが心の潤いと豊かさを実感できる地域社会を共に創ろうとするものです。

IV・・・被災地の復興完了に向けたサポート

“被災地の復興完了に向けたサポート”とは、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響等への対応を進めるとともに、NPO等の絆力を活かし、被災者の方々の心の復興を支援することなどにより、持続的な未来づくりを推進しようとするものです。

〈重点項目〉

I 持続可能な社会の実現

環境生活部では、「宮城県環境基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、次の4つの主要施策を展開することにより、環境への負荷が少ない持続可能な地域社会の形成を促進します。また、「みやぎ環境税」や「産業廃棄物税」等を活用した環境施策の更なる展開を図り、新しい宮城の環境の創造を目指します。

1. 脱炭素社会の実現

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上を目指します。また、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」（計画期間：令和5年度から令和12年度まで）に掲げている県の目標「2030年度までに温室効果ガス排出量を基準（2013）年度比で50%削減」について、国の地球温暖化対策計画の改定を踏まえ、県の取組を評価した上で見直すとともに、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議」を中心に県民や事業者と連携し、県民総ぐるみで地球温暖化対策に総合的に取り組めます。

そのため、県民の地球温暖化対策への理解と関心を高め行動を促すためのアプリの機能強化や、ポータルサイトを活用した地球温暖化対策の必要性の周知や県民の行動変容に資する情報の提供を行うほか、環境に配慮した優れた取組を行う個人や団体を表彰し、その取組を広く発信することにより、県民や事業者の環境配慮行

動の実践を後押しします。

次世代を担う子供たちを育む環境教育の充実に向けては、環境教育基本方針に基づき、出前講座をはじめとする小学生を対象とした施策について、引き続き重点的に実施します。

住宅及び事業所等における再生可能エネルギーの更なる導入を図るため、太陽光発電による自家消費の導入メリット等の効果的な周知・広報を行うとともに、太陽光発電に関する新規技術や先進的なビジネスモデルを用いた取組の推進、スケールメリットを活用した太陽光発電設備等の共同購入支援に取り組みます。また、県有未利用地等を活用した再エネ導入を促進するため、県内需要家とのマッチング支援体制の構築を進めるほか、省エネルギーの更なる促進を図るため、国のZEH基準を上回る性能を有する新築住宅への支援や既存住宅における省エネ改修、事業所等への省エネ設備の導入支援に取り組めます。

環境負荷の少ない地域経済システムの確立に向けては、バイオマスや地中熱などを活用した地産地消型の多様な再生可能エネルギーの導入、廃プラスチック類や廃太陽光発電設備のリサイクルなど廃棄物に関する課題への対応、メイド・イン・宮城の環境関連製品の開発促進などにより、環境・エネルギー関連産業の振興を図ります。また、県民生活、医療福祉、ものづくり、農林水産、建設土木、教育などの様々な部門と連携しながら、補助事業や環境産業コーディネーターの派遣、セミナー・研究会の開催などの事業者向け施策を積極的に展開し、環境・経済・社会が融合した、富県宮城の実現を目指します。

森林開発を伴う大規模な再生可能エネルギー施設の設置事業に対しては、地域と軋轢が生じています。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立を目指して制定した「再生可能エネルギー地域共生促進税」の効果を最大限発揮するため、市町村を伴走型で支援します。また、太陽光発電施設の設置等に関する条例の適切な運用、地域の理解促進に向けた普及啓発、地域資源を活かした再生可能エネルギー等によるまちづくりに取り組む団体等の支援を行い、再生可能エネルギーの地域との共生を進めていきます。

次世代エネルギーとして重要性が増す水素等の更なる利活用推進については、これまでの燃料電池自動車（FCV）の導入補助等に加え、トラックをはじめとした燃料電池（FC）商用車の普及に向けた導入支援のほか、地域産業における定置型燃料電池の利活用に向けた勉強会を開催するなど、産業分野における脱炭素燃料の利用拡大に向けた支援を行い、水素社会の実現を目指す取組を一層進めていきます。

県の事務事業における温暖化対策については、県有施設における民間事業者が提供するサービス（PPA等）を活用した太陽光発電設備等の導入や、ZEB化・省エネ化及び照明のLED化の推進、公用車の環境配慮車への更新促進などに取り組めます。

2. 循環型社会の形成

「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、持続可能な循環型社会の実現に向けて各種施策に取り組めます。

廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、海洋プラスチックや食品ロスなどの課題解決に向けて、イベントや各種媒体を通じた啓発、県民の具体的な取組を促進するためのごみ拾いSNSの普及のほか、食品ロス削減に関するアプリの全県展開と利用促進などに取り組めます。また、ワークショップの開催や各種事業を通じ、一般廃棄物の3Rや地域における廃棄物等の循環利用に取り組む市町村を支援します。

県内で発生する産業廃棄物を安定的に処理し、より高度なリサイクルが可能な体制を実現するため、環境産業コーディネーターの派遣等を通じた事業者の課題解決に向けた支援や3Rのための設備導入、技術開発に対する助成等により民間事業者の育成に努めるほか、公共関与の最終処分場整備に必要な取組を進め、循環分野における基盤整備を推進します。

さらに、環境と経済の両立を目指す新たな成長戦略として国内外で急速に広がる「サーキュラーエコノミー」への対応について、環境配慮設計による製品づくり等への支援により、県内における循環型ビジネスの普及に取り組めます。

日常的な立入検査や排ガス・放流水の行政検査等を通じて産業廃棄物処理業者への監視指導を徹底するほか、産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）による不法投棄の早期発見や違反行為への迅速かつ厳格な対応など不法投棄対策を更に充実させることにより、適正処理の更なる推進に取り組みます。また、PCB廃棄物が確実に処理されるよう保管者への指導を行うとともに、行政代執行を含め、早期処分に向けた取組を強力に進めます。村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場については、引き続き各種環境調査（モニタリング）や処分場の維持管理を適正に行い、処分場周辺地域の生活環境の保全を図ります。

災害廃棄物処理計画の未策定市町村の解消に向けて、市町村による計画策定や仮置場用地の確保等の取組を支援するとともに、図上演習等を通じた人材育成に努めます。また、災害時の対応について協定を締結している民間団体との連携を深め、大規模災害への対応が可能な体制構築に努めます。

3. 豊かな自然環境の保全

豊かな自然環境を保全し後世に引き継ぐため、栗駒・蔵王・船形など自然公園等に指定されている区域の適正な保全管理や、大規模開発への指導や林地開発許可制度の適切な運用による無秩序な開発の防止により、森林機能の損失を最小限に抑えます。

令和7年4月に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」（計画期間：平成27年度から令和16年度まで）に基づき、生物の多様性の損失を止め回復軌道にのせる「ネイチャーポジティブ」を推進します。

推進に当たっては、他部局と連携し、生物多様性の必要性や課題を共有することで、地域戦略の目指すべき姿である「自然に寄り添い自然と共に生きるふるさと宮城」の実現に向け、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革していくことに取り組んでいきます。

そのため、今年度は、伊豆沼・内沼における外来種の駆除や在来生物の復元などの自然再生事業を継続するとともに、新たに自然共生サイトの登録支援や民間団体と企業との環境保全活動に関するマッチング支援など、生物多様性の

回復に向けた具体的な活動を通じて、県民や企業の行動変容を促します。

また、生息数及び生息域の拡大等により生態系への影響や農林業被害が深刻化している野生鳥獣対策として、計画的な個体数管理、狩猟者確保対策等を推進します。イノシシ及びニホンジカについては増えすぎた個体数の適正管理を行うとともに、イノシシの生息状況等の変化に合わせて被害が多い地域等で集中的に捕獲を実施するほか、鳥獣被害対策専門指導員の配置等の見直しを検討します。ツキノワグマについては人身被害防止のために出没注意報等の発出や、市街地に出没した際の対応訓練のほか、誘引果樹の除去及び藪の刈り払いなど人とクマの棲み分けにより被害を抑制する実証事業を実施します。

4. 良好な大気・水環境の確保

大気及び水環境を保全し県民の健康を守るため、環境における大気汚染・水質汚濁の監視及び事業者の排出規制を継続して実施します。大気汚染については、建物等の解体等の作業に伴うアスベスト飛散防止対策を徹底します。水質汚濁については、湖沼における環境基準の水域類型の指定見直しに向けた検討を進めるほか、伊豆沼の水質改善に向けた汚濁負荷要因調査を実施します。また、「ふるさと宮城の水循環保全条例」に基づく県内5流域の水循環については、各流域水循環計画の推進のため、県民の活動支援や普及啓発に取り組みます。騒音については、新幹線鉄道騒音、航空機騒音、自動車交通騒音等の監視を行い、良好な生活環境の確保を図ります。

さらに、規模が大きく環境に与える影響が著しい事業については、環境影響評価に関する技術的な事項を調査・審議する技術審査会の答申や、関係市町村長の意見等を踏まえ、環境保全の見地から知事意見を形成し、環境保全に配慮した計画となるよう環境影響評価制度の適正な運用に努めます。

II 安全安心社会の実現

環境生活部では、県民生活の安定と向上に向けて、次の4つの主要施策を展開することにより、犯罪のないまちづくり、食と暮らしの安全

安心確保対策等を強力に推進するとともに、生活衛生対策の推進や消費生活の安定と向上を通じて、県民の誰もが安心して安全な生活を送れる地域社会の形成を促進します。

1. 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

昨今の犯罪情勢は、刑法犯認知件数の増加や、広域的な特殊詐欺や強盗等の発生など、県民にとって脅威となっていることから、県民の誰もが安心して暮らせる犯罪のないまちを実現するため、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）の見直しを進めるとともに、地域安全教育の充実や子どもの見守り活動の促進、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」の普及啓発などに加え、防犯カメラの設置を行う市町村の支援や「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」の普及啓発など総合的に取り組み、県民一人一人の防犯意識の向上や、犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

さらに、犯罪被害者等一人一人に寄り添った支援の充実を図るため、「犯罪被害者等支援条例」及び「犯罪被害者等支援計画」（計画期間：令和7年度）の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等見舞金の給付や、「性暴力被害相談支援センター宮城」の運営などを行います。

2. 食の安全安心の確保

県民が健やかな食生活を営むため、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、消費者、生産者・事業者及び行政が協働して持続的かつ着実に食の安全安心確保対策に取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開するとともに、消費者への啓発や事業者に対する監視指導を行い、安全で安心できる食の実現を図ります。特に、HACCP制度の定着が課題となっている小規模事業者への支援として、個別相談対応の強化等に取り組みます。

3. 生活衛生対策の推進

生活衛生に係る危害発生を未然に防止するため、理美容所や旅館、公衆浴場等生活衛生関係

営業施設の監視指導に取り組み、衛生水準の向上を図ります。また、安全な水道水が供給されるよう水道事業者等に対して水質に係る指導監督を実施します。

加えて、人と動物が真に共生できる社会の構築を図るため、「宮城県動物愛護管理推進計画」（計画期間：令和3年度から令和12年度まで）に基づき、飼い主のいない猫の不妊去勢手術への助成や収容した犬・猫へのミルクボランティア事業等を通じ、犬・猫の引取数の削減と譲渡の促進に取り組み、可能な限り殺処分ゼロを目指します。また、近年数多く発生している多頭飼育問題に取り組むとともに、動物の適正飼養及び終生飼養をはじめとする動物愛護思想の醸成を図ります。

4. 消費生活の安定と向上

県民が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、「宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）及び「宮城県消費者教育推進計画（第2期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、「消費生活の安全・安心の確保」及び「自立した消費者の育成」などの消費者施策に取り組んでいきます。また、施策を相互に連携させながら特に力を入れて取り組む必要がある「ライフステージに応じた消費者教育の推進」及び「高齢者、障害者、若年者等の配慮を必要とする消費者の被害の防止と救済」などを重点的取組と定め、施策を効果的・効率的に推進します。

特に孤独・孤立など配慮を必要とする消費者を地域で見守る支援体制を構築するため、市町村に対する消費者安全確保地域協議会の設置に向けた支援を行うとともに、SNS等をきっかけとした副業や儲け話に関する消費者トラブルが増加傾向にあるため、メディアによる啓発やSNSを活用した迅速な注意喚起を行います。

Ⅲ 協働共創社会の実現

環境生活部では、一人一人のいきいきとした県民生活の実現を目指し、次の4つの主要施策を展開することにより、文化芸術の振興、男女共同参画の推進、NPO活動などの促進、青少年の健全育成等に努め、県民の誰もが心の潤いと

豊かさを実感でき、多様な主体が参加する地域社会の形成を促進します。

1. 文化芸術の振興

「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村や文化関係団体、文化施設、芸術家等と連携を図りながら文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、文化芸術の持つ力を活用し、被災者の心の復興をはじめとする社会課題の解決につながる取組について、重点的に展開していきます。また、「みやぎ県民文化創造の祭典（芸術銀河）」や東北6県と仙台市で実施する「東北文化の日」事業への参加促進を図るとともに、県内の文化芸術団体が行う芸術祭等の取組を支援し、活発な創作活動を行い優れた作品等を発表した者を表彰します。

さらに、東京エレクトロンホール宮城（県民会館）及び慶長使節船ミュージアムの適切な管理運営を行うほか、新たな県民会館とみやぎNPOプラザとの複合施設については、県内の文化芸術活動とNPO活動促進の中心拠点となり、さらに両分野が連携・融合を図ることで豊かな社会の実現に寄与できるよう、令和10年度中を予定している開館に向けて着実に整備を進めるとともに、運営体制強化や機運醸成等の開館準備業務を行います。

2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、「宮城県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、市町村、事業者、関係団体とともに施策を総合的に推進します。また、更なる女性活躍に向け、企業の取組に対する支援等を通じて女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに、県内の経済団体等多様な主体と連携した各種セミナー等の開催や、女性起業家など地域で活躍する女性人材の育成に取り組めます。特に、若年女性の県外への流出が課題であることから、県内定着に向けて取組を推進します。さらに、男女共同参画についての相談窓口の運営や、県内各地域において困難や不安を抱える女性への相談対応など、性別に関わらず生きがいを持って生活

できる地域づくりに取り組みます。

3. NPO活動と県民運動の促進

「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、社会的・公益的な活動を担う重要な主体であるNPOの活動を促進するため、中核拠点施設である「みやぎNPOプラザ」の運営や、各地域のNPO支援施設等の機能強化に取り組むとともに、新たな中核拠点施設では、県民会館との複合化のメリットを活かし、NPO活動に関わる人の増加や多様なNPO活動が可能となるよう検討を進めます。また、NPO活動を支援するサイト「みやぎNPO情報ネット」の活用や、企業等の人材が専門知識や技能を活かして社会貢献活動を行うプロボノの取組の推進、NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業等を通じて、NPOと多様な主体との協働を図ります。さらに、活力のある個性的で心豊かな地域社会の実現を目指し、「すばらしいみやぎを創る運動」を推進します。

4. 青少年の健全育成の推進

「みやぎ子ども・若者育成支援計画（青少年の健全な育成に関する基本計画（第3次））」（計画期間：令和3年度から令和7年度まで）に基づき、青少年の健全育成活動や有害環境浄化活動に取り組む青少年専門員を配置するとともに、青少年のインターネットの安全利用を促進するため、青少年健全育成条例の普及啓発活動に関係機関と連携して進めます。また、「子ども・若者支援地域協議会」の開催や、石巻圏域及び県南圏域に設置している「子ども・若者総合相談センター」の運営を通じて、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の相談・支援体制の強化を図ります。さらに、宮城の次代を担うリーダーを育成するとともに、県

の様々な政策課題等について意見表明する機会の提供など、青少年の社会参画に取り組みます。

IV 被災地の復興完了に向けたサポート

環境生活部では、東京電力福島第一原子力発電所事故により発生した放射性物質による影響への対応を進め、県民生活全般にわたり発生した深刻な事故被害の収束に向けた取組を継続するほか、被災者の心の復興に向けて、NPO等の絆力を活かした取組を継続し、被災地も含めた持続的な未来づくりを推進します。

食品等の放射性物質の検査を行い、その結果について、インターネット等により迅速かつ分かりやすく公表し、放射線等に対する不安払拭や風評の解消等に努めます。

放射性物質に汚染された廃棄物については、指定廃棄物等処理促進市町村長会議での合意に基づき、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理促進に向け、国とも連携を図りながら関係市町等の取組を支援します。また、指定廃棄物の処理については、8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理に一定の目処がついた段階で改めて市町村長会議等で議論し、その結果を踏まえて、処理責任を負う国に対し、適切な対応を求めています。

除染により発生した除去土壌等については、埋立処分基準及び再生利用基準の内容を踏まえ、関係市町に必要な支援を行うとともに、国に対し、技術的・財政的支援の継続と除去土壌の処分等に関する国民理解醸成への取組の充実を求めています。

さらに、被災地の復興や被災者の生活支援等を促進するため、NPO等による復興・被災者支援の取組等を支援します。加えて、被災者の心身の健康の維持・向上に向け、様々な分野で行う「心の復興」への取組を支援します。

令和7年度 仙台市環境局主要事業

仙台市環境局

仙台市では、環境づくりの基本的な方向性を定めた「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」を令和6年3月に改定し、良好な環境を維持・向上させ、将来へと確実に継承していく環境施策を推進しています。

プランに掲げる温室効果ガスの削減やごみ減量等の目標達成に向け、本年度は下記の取り組みを進めます。

I 脱炭素都市づくり等推進

1. 事業目的

「杜の都環境プラン」に掲げる「脱炭素都市づくり」の実現に向け、市民・事業者等との連携により、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進する。

2. 事業概要

(1) 脱炭素都市づくり推進 2,108,002千円

① 新築建築物への太陽光発電等導入促進 (1,276千円)

新築建築物への太陽光発電設備等の導入を促進する新たな制度の導入に向け、中間案のパブリックコメントや説明会により、その内容を広く周知する。

② 脱炭素先行地域づくり (898,574千円)

定禅寺通エリア、泉パークタウンエリア、東部沿岸エリアの一部において、2030年度までに電気の使用に伴うCO2排出量を実質ゼロとする「脱炭素先行地域づくり」に取り組む。

③ おうちのエコ・トク (166,667千円)

家庭における温室効果ガスの排出削減に向け、高断熱住宅や省エネ・再エネ設備の普及促進に取り組むとともに、支援策について市民にわかりやすく発信する。

④ ビジネスをエコUP (76,633千円)

事業者の脱炭素経営を支援する「温室効果ガス削減アクションプログラム」への更なる参加拡大を図るため、再エネ設備導入のための補助の拡充を行うとともに、中小企業者が取り組み

やすいよう制度内容の簡素化を検討する。また、商工会議所等と連携し、中小企業等が脱炭素の必要性やメリット等を学べるワークショップを行うとともに、本市支援策をパッケージ化してわかりやすく発信する。

⑤ 電動車等率先導入 (124,082千円)

移動に際して環境への負荷が小さく、災害時には電力供給源としても有用なEV（電気自動車）等を率先導入し、市民への普及啓発を図る。

⑥ 公共施設における脱炭素化推進 (212,656千円)

LED照明や太陽光発電設備の導入を推進する。また、学校等のZEB化に向け、実施設計を実施する。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

⑦ 次世代エネルギー創出促進等 (541,756千円)

民間事業者等によるクリーンで安定的なエネルギー源の創出に対する支援を行う。

⑧ 防災対応型再生可能エネルギー運用管理 (84,069千円)

環境負荷の低減と併せ防災性の向上を図るため、指定避難所等に導入している防災対応型太陽光発電システムの適切な運用、管理を行う。

⑨ 太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等促進 (2,289千円)

太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例の周知及び専門的な知見を有する事業者による施設の実態調査を行う。

(2) 行動する人づくり 7,023千円

① 脱炭素行動の普及促進

② せんだい環境学習館運営等

(3) 生物多様性保全推進 11,946千円

① 生物多様性についての市民啓発

② 自然共生サイト推進

③ 自然環境基礎調査

(4) 杜の都環境プラン等中間評価 9,455千円
「杜の都環境プラン」及び「地球環境温暖化対策推進計画」について、中間評価を実施する。

II 資源循環都市づくり推進

1. 事業目的

市民・事業者との協働により、生活ごみ及び事業ごみの減量・リサイクルの取組みを進め、資源循環都市づくりを推進する。

2. 事業概要

(1) 資源物の分別排出推進 3,748千円

① 資源循環の「見える化」 (348千円)

民間活力を活用してリサイクル製品を製造し、イベントでの活用やワークショップの開催等を通して、資源循環の啓発を図る。

② 資源循環分野の人づくり (3,400千円)

資源循環分野における人材育成、学びの場づくりを継続して行うとともに、その成果を市民・事業者向けに周知広報する。

(2) 食品ロス削減の推進 9,602千円

① 家庭での食品ロスの削減 (2,079千円)

食品ロス削減の実践行動を広く普及させるため、「せんだい食エコリーダー」による講座を開催するほか、「せんだい食エコリーダー」二期生を養成する。

② 小売店等での食品ロスの削減 (1,661千円)

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割引いて提供するマッチングサービスを運用する。

③ 飲食店等での食品ロスの削減 (156千円)

飲食店等と連携し、食べきを推奨するキャンペーンを展開するとともに、食べきれない料理の持ち帰りを推進する。

④ フードドライブの実施 (1,706千円)

民間企業等の協力のもと、家庭の未利用食品を集めてフードバンク団体等に提供するフードドライブを行うとともに、認知度向上に向けた取組みを継続して行う。

⑤ フードバンク活動支援助成 (4,000千円)

本市で実施するフードドライブ事業に協力するなど食品ロスの削減に積極的に取り組み、かつ、食糧の確保に困難を抱えた生活困窮者に食糧提供を行うフードバンク団体の活動を支援する。

(3) 一般廃棄物処理基本計画の中間見直し 3,499千円

令和7年度が計画期間の中間年度である「仙台市一般廃棄物処理基本計画」について、中間見直しを実施する。

(4) 定禅寺通等食品リサイクル推進モデル事業 19,769千円

定禅寺通等において、飲食店から排出される食品廃棄物のリサイクルを推進するモデル事業をエリアを拡大して実施する。

(5) 家庭ごみ・プラスチック資源収集運搬ルート最適化実証 35,720千円

将来の生活ごみ収集運搬体制のあり方を検討するため、デジタル技術を活用した家庭ごみの収集運搬ルート最適化の検討対象にプラスチック資源を加え、さらに全市に拡大し、実証を行う。

(6) 市民との協働による生活ごみの減量・リサイクル 4,243,273千円

① ごみ減量キャンペーン等 (47,806千円)

仙台市一般廃棄物処理基本計画において重点取組みに位置付けるプラスチック等の分別徹底を呼び掛ける資源分別キャンペーンを展開する。

② 資源物リサイクルの推進 (3,456,936千円)

缶・びん・ペットボトル等やプラスチック、紙類など様々な資源物の収集・選別などを適切に行う。

③ 生ごみの減量とリサイクルの推進 (15,029千円)

生ごみ堆肥化容器及び家庭用電気式生ごみ処理機の購入費補助事業のほか、生ごみ減量・リサイクルに関する情報発信や電気式生ごみ処理

機で生成された乾燥生ごみと野菜の交換事業等を実施する。

- ④ 家庭ごみ等指定袋製造・保管配送
(649,202千円)

- ⑤ 地域ごみ出し支援活動促進
(2,188千円)

ごみ出しが困難な高齢者や障害者等へごみ出し支援を行った地域団体に対し、奨励金を交付する。

- ⑥ 地域の快適環境づくり (72,112千円)

- (7) 事業者との協働による事業ごみの減量・リサイクル 83,014千円

- ① 減量や資源物リサイクルの推進
(27,901千円)

学校給食生ごみ等の資源化に取り組むなど、事業ごみの減量・リサイクルを進める。

- ② 事業者向け広報啓発・指導等
(9,353千円)

- ③ 環境配慮事業者の普及拡大
(1,000千円)

- ④ 産業廃棄物処理指導 (44,760千円)

- (8) 松森工場基幹的設備改良 894,296千円
松森工場（ごみ処理施設）について、令和3～7年度の5カ年計画で、施設の長寿命化、省エネルギー化及びライフサイクルコストの削減を図るための工事を実施する。

- (9) 今泉工場建替 114,503千円
安全・安心かつ安定的なごみの処理体制を確保するため、老朽化した今泉工場の建て替えを行うこととし、令和14年度の新ごみ焼却施設稼働を目標に検討を進める。

令和7年度 仙台市健康福祉局主要事業

仙台市健康福祉局

1. 地域福祉の推進

令和3年3月に策定した「せんだい支えあいのまち推進プラン」の基本理念「ともに生き、支えあうまち」、基本目標「誰もが互いに尊重しあい、孤立することなく、自分らしく安心して暮らせる地域をみんなでつくる」に基づき、各種施策を推進する。

- (1) 地区社会福祉協議会が主体となり、地域での見守りや生活支援、サロン活動を行う小地域福祉ネットワーク活動や民生委員児童委員による見守りや相談助言などを通じて、地域主体の支えあい、助けあいの仕組みづくりをさらに推進する。
- (2) 仙台市社会福祉協議会各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の支援機関や団体とのネットワーク構築などを図ることで、地域課題解決に向けた住民主体の活動について支援を行う。
- (3) 生活保護に至る前の経済的に困窮している方の自立支援のため、アウトリーチを含む生活相談や就労支援、家計改善支援等を実施する。また、路上生活者等に対し、生活支援等を行う自立支援ホームや個室型の宿泊場所の運営、巡回相談員の配置による相談・助言、シャワー提供による衛生状況改善等の支援を行い、路上生活からの脱却や自立した生活の定着を図る。
- (4) 各福祉事務所に就労支援相談員を配置し、生活保護を受給されている方に対して自立支援プログラムを実施するとともに、通常の就労指導では自立が困難な方に対し、キャリアカウンセラー等による就労支援や短期の就業体験等、就労意欲喚起を中心とした就労準備のための支援を行う。
- (5) 認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でなくても地域で安心して、その人らしく暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を含めた権利擁護のための地域の仕組みづくりを進める。

- (6) 犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活の継続を支援するため、保護観察所や刑務所、少年院など国の機関、医療・福祉・更生保護の関係団体等との一層の連携を進める。

2. 障害者保健福祉の推進

障害者保健福祉計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、「一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる」を基本目標に据え、各種施策を推進する。

- (1) 障害者の自立を支援するため、障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービスなど各種障害福祉サービスの給付事業を行う。
- (2) 日中活動及び生活の場について、創作や生産活動の場を提供する。また、特別支援学校を卒業する知的障害のある方の受け入れ先確保策として、今後需要超過が見込まれる区への民間による生活介護事業所の整備への補助を行うなど、障害福祉サービス事業所の整備を進める。
- (3) 仙台市自殺対策計画に基づき、現状に即した自死予防の施策を講じる。「仙台いのち支えるLINE相談」では、SNSを活用し、専門のカウンセラーが相談対応を行うとともに、「暮らし支える総合相談」では、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、ソーシャルワーカーによる伴走型支援を行う。さらに、若年者を対象とした心身の不調への気づき等を促すためのゲートキーパーに関する啓発や、職場内での早期対応を促すための企業向けゲートキーパー養成研修に取り組む。
- (4) 障害児の療育支援として、未就学児の発達への援助・集団生活への適応のための支援のほか、児童発達支援センターにおいて、地域支援機能の拡充による幼稚園・保育所等在籍児への支援・保護者支援の充実として、発達に不安を抱える未就学児の保護者を対象とした

ペアレント・プログラムや初期支援プログラムを実施する。

- (5) 障害者の就労を支援するため、障害者就労支援センター（はたらポート仙台）において障害者の就労全般にわたる総合的な支援を行うとともに、障害者を雇用しやすい環境づくりに向けた連携促進や広報啓発に取り組む。
- (6) パラスポーツの普及や競技力向上を図るほか、市民にむけてはパラスポーツ体験会や啓発イベント等を開催し障害理解のさらなる促進を図る。
- (7) 重度障害者への支援を充実させるため、グループホーム事業者等に対して強度行動障害支援者養成研修費や設備改修費等の補助を行うほか、放課後等デイサービス事業所の設備導入費補助により通所先の開設を支援する。また、医療的ケアが必要な重度障害者の住まいの確保に向け、医療的ケア障害者対応型のグループホーム運営費や固定資産税等相当額の補助により開設を促進するとともに、医療型短期入所事業の取組みを進める。
- (8) 障害者差別解消の推進に関する本市条例に基づき、差別に関する相談への対応を行うとともに、障害理解サポーター事業や障害理解ポータルサイト等により、市民や事業者等への理解・啓発に努める。あわせて、職員対応要領の着実な実施に向け、庁内体制の整備に取り組む。
- (9) 地域生活を支援する拠点機能をはじめ時代のニーズに合わせた機能を有した（仮称）青葉障害者福祉センターを市民センターとの複合施設として青葉区旭ヶ丘地区に整備するため、設計等を行う。
- (10) 複合的な課題を抱える障害児者やその家族への支援を強化するために、基幹相談支援センターの事業を実施し、相談支援事業所等の人材育成等、相談支援体制のさらなる充実を図る。
- (11) ひきこもり対策について、ひきこもり状態にある方や困難を抱える若者を対象に相互交流の機会を提供するオンライン居場所の開設や、ひきこもり状態や障害のある子を介護する親を対象に経済的悩みの解消を図るための相談支援や普及啓発を行う。また、社会再参加に向け、心理的課題の改善や自己理解を促

進めるためのカウンセリング事業や、サポート付きの短期就労支援事業に取り組む。

3. 高齢者保健福祉の推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本理念である、「共に支え合い、生涯自分らしく暮らし続けられる社会の実現」に向けて、各種施策の着実な推進を図る。

- (1) 高齢になっても、できるだけ長く住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を送り、一人ひとりが自立した生活を送れるよう、フレイルの気付きと自分事化を促進するため、ICTを活用したフレイル予防推進やフレイル予防アウトリーチ支援事業、フレイル予防応援教室等を通じ、介護・フレイル予防の必要性が高い方の把握やセルフケアを促進するための普及啓発を進める。また、地域で自主的に運動に取り組むグループの創設やそれを担うボランティアの育成、市民協働フレイル予防事業等に加え、それらに参画するインセンティブとしてアクティブシニア・ボランティアポイント制度を新たに開始するなど、地域における高齢者同士の支え合いや担い手の育成、活躍できる場の創出等、介護・フレイル予防に取り組めるよう地域づくりを含めた取り組みを進める。
- (2) 多彩な学びの機会の提供や、高齢者への就労支援、住民主体の訪問型生活支援活動を実施するボランティア団体等の立ち上げと、各ボランティア団体の持続可能な活動に向けた支援など、高齢者の生きがいづくりや社会参加の取組みを進める。
- (3) 緊急通報システムの貸与、食の自立支援サービス、介護用品の支給など多様なサービスを提供し、高齢者が自立し安心して暮らせる環境づくりを進める。
- (4) 市社会福祉協議会の各区事務所等に第1層、地域包括支援センターに第2層の生活支援コーディネーターを配置し、互いに連携しながら地域支えあい体制づくりを進める。
高齢者や介護家族等が相談しやすい環境を整備するため、区役所や地域包括支援センターなどの対応時間外である夜間・休日専用の電話相談窓口を開設する。
- (5) 介護予防・自立支援の視点をより重視した

介護予防ケアマネジメントの実施に向けた取組みを通じて、高齢者の在宅生活を支援する。

- (6) 活躍する認知症ご本人からのメッセージ動画等の普及啓発や、映画「オレンジ・ランプ」上映会の開催、認知症カフェ等に認知症の人を派遣するピアサポート活動支援事業を通じ、新しい認知症観を広げる取組みを推進する。また、仙台版チームオレンジの設置や、認知症の人と家族への一体的支援プログラムの拡充、認知症の人が安心して買い物ができる体制づくり、生活の工夫講座モデル事業の実施等、認知症の人と家族が希望を持って暮らし続けることができる取組みを強化する。
- (7) 特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の建設に対して補助を行うほか、特別養護老人ホーム等の開設準備経費に対する助成等により、介護サービス基盤の整備を進める。
- (8) 喫緊の課題となっている介護人材不足に対応し、将来にわたって介護人材が確保され、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、働きやすい環境づくりの支援や介護職の魅力発信を進めるとともに、外国人材をはじめとする多様な人材の活用や介護未経験者の参入促進など、事業者における介護人材確保の取組みを推進する。

4. 保健衛生の推進

市民が健康で安心して暮らせるよう、社会全体で市民の健康づくりを支える環境整備を推進するとともに、疾病対策や救急医療体制の確保等の取組みを総合的かつ計画的に推進する。

- (1) 「仙台市いきいき市民健康プラン（第3期）」に基づき、健康的な生活習慣によって病気そのものを予防する一次予防に焦点を当てた、胎児期から高齢者までのあらゆる世代の市民を対象とした健康づくりを推進する。市民一人ひとりの将来の健康を見据え、ここからだの健康づくりと、そのための社会環境の改善・整備を一体的に推進することで「健康の都 せんだい」の実現を目指し、健康寿命の延伸に向けて取組みを進めていく。

- (2) 「仙台市食育推進計画〔第3期〕」に基づき、市民が食への関心を持ち、健康や伝統的な食文化、環境などを考えた食習慣の実践をすることでよりよい未来を次世代につなぐことを目指し、家庭を取り囲む様々な関係機関・部局が食育の取組みを推進する。
- (3) 「仙台市・歯と口の健康づくり計画〔第3期〕」に基づき、生涯にわたりおいしく食を味わい、会話を楽しめる歯と口腔の健康を維持するため、こどものむし歯予防やおとなの歯周病予防といった各ライフステージ特有の対策に加え、生涯何でも噛んで食べられる咀嚼良好者の増加を目指し、関係機関と連携の上、ライフコースに沿ったアプローチを推進する。
- (4) ライフステージに応じた健診を実施するとともに、各種がん検診などの受診率向上に向け、協定を締結している企業等と連携し、予防啓発の取組みを推進する。
- (5) 医療需要の増加が見込まれる中で、限りある医療資源を効率的・効果的に活用し、適切で切れ目のない医療提供体制を持続的に確保していくため、「仙台市医療政策基本方針」に基づき各般の医療政策を推進する。
- (6) 感染症対策として、各種感染症の発生時対応、インフルエンザ等の流行状況調査、結核健診、結核医療費の公費負担及び登録医療機関での肝炎ウイルス検査・風しん抗体検査を実施する。加えて、令和6年3月に策定した「仙台市感染症予防計画」等に基づき、関係機関との連携のもと、感染症の予防に関する人材の育成等の新興感染症に備えた取組みを推進する。
- (7) 「仙台市感染症予防計画」等に基づき、関係機関との連携のもと、感染症危機発生時における保健所体制の確保等の新興感染症に備えた取組みを推進する。加えて、幅広い感染症に係る職員の対応能力向上に向けて、人材育成に関するガイドラインを策定する。
- (8) エイズ性感染症対策として、無料匿名のHIV検査を区役所（平日日中）やAER等（平日夜間および休日）において、梅毒検査と併せて実施するとともに、対象を男性に限定した検査会、HIV検査普及週間、世界エイズデーと合わせた検査会を年3回開催する。ま

た、検査結果が陽性となった方を円滑に治療に結び付けること等を目的として、医療機関と連携した有料記名の検査を実施する。

- (9) 令和7年4月より定期接種に位置づけられた带状疱疹や、集団接種から個別医療機関での接種に切り替えたBCGのほか、定期接種の着実な実施を図る。また、おたふくかぜについて任意接種費用の一部助成を実施する。
- (10) 食品の安全性確保対策として、食品関連事業者への監視指導の強化や検査体制の充実を図る。法改正により制度化されたHACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認に取り組むほか、消費者、食品等事業者とのリスクコミュニケーションを推進する。
- (11) 入浴施設を原因とするレジオネラ症防止のため、旅館や公衆浴場の自主衛生管理の推進を強化するとともに、講習会等を通じて衛生意識の向上に取り組む。
- (12) 市場を流通する食肉の安全性を確保するため、と畜場法に基づき、搬入された家畜のと畜検査及びと畜場に対する外部検証を実施する。また、食肉市場内の食肉処理業者に対しては、食品衛生法に基づきHACCPに沿った衛生管理を適切に運用していることを確認する。

- (13) 狂犬病の発生を予防するとともに、「人と動物が共に健康にいきていけるまち」の実現を目指し、「仙台市動物愛護行政の基本指針」および「仙台市人と猫との共生に関する条例」に基づき、適正飼養の推進、人と動物の良好な関係構築など、市民協働による動物愛護の取り組みを推進する。

- (14) 老朽化に伴う衛生研究所庁舎再整備について、新庁舎への移転が完了し、検査体制の整備を進めつつ、関係機関との連携のもと、公衆衛生及び環境保全に係る試験研究業務を担う施設として機能強化を図っていく。

5. 被災者の健康支援の推進

地域団体等の関係機関と連携しながら復興公営住宅および防災集団移転地域等に居住の被災者を対象に、保健師・看護師等が訪問等による相談・支援を実施する。

また、復興公営住宅等において、経年による健康状態の悪化や孤立が懸念される世帯等への見守り体制を維持するとともに、入居された方々が町内会活動を主体的・継続的に行えるよう、人材育成やコミュニティの活性化に向けた支援について、区役所や社会福祉協議会、支援団体等との連携により取り組む。

令和7年度 仙台市こども若者局主要事業

仙台市こども若者局

仙台市では、「こども・若者が自分らしく幸せに生きられるまち」「みんなで支える子育てが楽しいまち」の実現を目指し、「せんだいこども若者プラン2025」を令和7年3月に策定した。

同プランでは、新たにこども基本法・こども大綱、少子化の課題、ダイバーシティ、SDGsの観点を踏まえ、基本的な視点および各施策に応じた事業等を総合的に推進していく。その中でも、令和7年度から新たに開始する事業については、以下のように実施する。

基本的な視点1：こども・若者の最善の利益の実現に向けた施策の推進

(1) 権利を守る取り組みの推進

こども・若者の権利が守られ、その最善の利益が図られるよう、こども・若者本人や周囲の大人たちに向け、こども・若者の権利の周知・啓発を行う。

また、虐待や自殺等で命を落とすこども・若者をなくし、貧困や障害など困難な状況にあるこども・若者を権利の侵害から守るため、関係機関と連携した取り組みを推進する。

○こどもの権利に関する意識啓発

こどもの権利について、児童やその保護者に向けた啓発を行うとともに、意見聴取の手法や各施策への反映方法等について、市職員を対象とした研修を行う。

○ヤングケアラー支援体制強化

認知度向上へ小中学生への広報啓発や、支援者へのリーフレット配布を行う。また、ヤングケアラーのいる世帯へ家事等を行うヘルパーを派遣し、児童の心身の負担軽減を図る。

○著名人からのビデオ・音声メッセージの制作・発信

いじめ防止に向けた著名人からのビデオ・音声メッセージを制作し、専用ポータルサイトや放送広告等により広く発信する。

(2) 意見尊重と、主体的な社会参画に向けた取り組み

こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会への関心と社会活動への参画意欲を高めるため、日常生活や地域において、こどもたちが自分の思いや意見を発し、その声が十分に聴かれ、尊重される機会の確保に取り組む。また、こども・若者が自身の希望を実現するために自ら考え、行動する力を育む機会を創出する。

こども・若者に関わる施策の策定や実施にあたっては、施策の当事者であるこども・若者及び子育て当事者から意見聴取等を行い、適切に反映する。また、効果的な手法等について共有し、意見聴取・反映の取り組みを拡充する。

○こどもいけん広場

こどもたちが市の施策等に対して意見を伝え、政策を決めるプロセスに主体的に参画する機会を創出する。(仙台こども財団)

基本的な視点2：こども・若者の成長を支える取り組みの充実と、安全・安心な環境の確保

(1) 可能性を広げる教育と体験の場・遊びの環境の充実

「仙台市幼児教育の指針」に基づき、豊かな人間性を育み、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るとともに、次代を担うこどもたちの学ぶ意欲や自立心、すこやかな体を育む学校教育の充実を図る。

こどもが学びや遊び、交流などを通じて、豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、その可能性を広げ、個性や能力を発揮できるよう、多様な体験と活動の場、遊びの環境の充実に取り組む。

○屋内遊び場基本計画の策定

こどもの遊びの環境の充実を図るために整備する屋内遊び場について、西公園南側エリアを候補地とした基本計画を策定する。

(2) 安心して成長できる環境づくり

教育・保育従事者や放課後児童支援員等の人材の育成と確保、充実した研修の実施、幼稚園・保育所・認定こども園における幼児教育や、児童クラブの充実など、教育・保育の質の確保及び向上に向けた取り組みを推進する。

児童虐待やいじめ防止にかかる取り組みのほか、通学路など日常の生活環境の安全など、こどもたちのすこやかな成長の基本となる安全・安心のまちづくりを推進する。

○民間保育施設従事者のための相談窓口創設

業務委託により、民間保育施設の従業員のための相談窓口を創設し、悩みや困りごと等を気兼ねなく専門家に相談できるようにすることで、離職防止と人材定着を図る。

(3) 自分らしくいられる居場所づくり

日常の中で、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰でも気軽に利用でき、相談できる相手がいる安心な居場所づくりや、多様な交流機会の創出など、こども・若者が自分らしく幸せに過ごせる環境を整備する。また、こども・若者自身が、居場所づくりや運営に関わっていただける体制構築を目指す。

また、不登校やひきこもりなど、困難な状況にあるこども・若者については、本人の状況等に応じた学びの場を提供することに加え、「どこにも居場所がない」と感じることはないよう、関係機関が連携しながら、多様な居場所を確保するとともに、信頼できる関わりを築くことに取り組む。

○朝の校内学び・体験の居場所づくりモデル事業

小学校の始業前の時間に、学校の施設内で児童が安全に学び、体験活動ができる居場所を開設する。

基本的な視点3：自分らしい暮らしの実現と、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(1) 若者が活躍できる環境と希望の実現に向けた取り組みの充実

こども・若者が、将来の夢や希望するライフプランを描き、実現するための支援を実施する。また、若者が仙台で希望の暮らしを実現

し、自分らしく活躍できる環境を整えるとともに、困難を抱える若者が社会的に自立できるよう、思春期から成人期まで切れ目なくフォローしながら、カウンセリングや就労体験等の支援を実施する。

○若い世代のライフデザイン支援

若い世代が仕事や結婚、子育てなどについて、具体的なイメージを持ちながら自らの将来を考え、ライフデザインを描くことができるよう、子育て家庭との交流を交えたセミナーを開催する。

○結婚支援イベントの開催

若者の意見やニーズを取り入れた結婚支援イベントを開催し、結婚を希望する方に出会いの機会を提供する。

(2) 子育ての安全・安心と負担軽減の取り組み

妊娠婦や乳幼児の心身の健康保持増進や疾病の早期発見、基本的な生活習慣の形成など、親子がともに健康に生活を送ることができるよう、母子保健の充実を図るとともに、小児救急医療体制の確保や学校保健の充実を図り、安心してこどもを産み育てられる環境の整備に取り組む。

また、子育てをする上で生じる様々な不安や負担の軽減や、子育て中の孤立を防ぐため、相談機能の充実などに取り組む。

○産後ケアリフレッシュ型モデル事業

利用者の多様なニーズに対応するため、宿泊施設を活用し、産後の母親の心身の休息に特化した産後ケアのリフレッシュ型モデル事業を実施する。

○妊婦支援給付金

妊娠の届出及びこどもの数の届出をした妊婦に対し、妊婦支援給付金を支給する。

(3) 個別のニーズに応じたこども・子育て家庭への支援の充実

生活困窮世帯やひとり親家庭等、支援を必要とする子育て家庭の個別のニーズに応じた、きめ細かな支援の充実に取り組む。

○重度障害児の受入れ拡大

重度障害児を受入れている民間保育施設に利用状況に応じた助成を行うことで、重度障害児の受入れ拡大を図る。

○乳児等通園支援

就労要件を問わず時間単位で月一定時間まで保育施設等を利用できる事業を実施する。

基本的な視点 4：地域社会全体でこどもの育ちと子育てを応援していく環境づくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

仕事を持ちながら、安心してこどもを産み育てられる社会の実現を目指して、企業等における仕事と子育ての両立支援の取り組みの促進や、男女がともに家事・育児の責任と喜びを分かち合える環境づくりなどを推進する。

(2) 地域の子育て支援機能の充実と多様な担い手との連携推進

こどもと子育て家庭が、身近な地域で多様なサービスを利用し、必要な支援を受けられるよ

う、地域の子育て支援施設等における交流機能や相談機能等を充実させるとともに、様々な社会資源や人的資源を活用した子育て支援機能の充実などに取り組む。

○こどもの居場所づくり推進

地域における多世代交流の取り組みを好事例として発信するなど、こどもの居場所を増やす取り組みを進める。(仙台こども財団)

(3) 地域をあげてこども・子育てを応援していく気運の醸成

行政はもとより、地域や企業など地域社会を構成する多様な主体が、次代を担うこどもたちの幸せを第一に考え、こどものすこやかな成長と子育て家庭を見守り、支え、応援していく気運の醸成を図る。

次世代シーケンサーによる新型コロナウイルスの全ゲノム解析 ～2023年第47週から2024年第28週まで～

丹野光里*, 鹿野耀子*, 阿藤美奈子*, 上野真理子*, 松原弘明*

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行に対し、当所では次世代シーケンサー（NGS）を配備し、新型コロナウイルスの全ゲノム解析を実施している。2023年5月8日からCOVID-19の感染症法上の位置付けは2類相当から5類に移行したが、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるPCR検査について（要請）」（令和3年2月5日付健感発0205第4号）に基づき引き続き新規変異株や市内流行株をモニタリングしている。

前回（令和4年度仙台市衛生研究所報）以降の検査結果について報告する。

材料と方法

1. 材 料

当所でCOVID-19陽性と判定した検体と市内医療機関から提供いただいた検査陽性検体について、QIAmp Viral RNA mini Kit（QIAGEN）を用いてRNA抽出を行った。N2領域のリアル

タイムRT-PCRを実施し、ウイルス量が多かった検体を用いてNGS解析の対象とした。

2. NGSによる全ゲノム配列取得

NGSのライブラリ作成は国立感染症研究所による新型コロナウイルスゲノム解読プロトコルに従い、MiSeq（illumina）を使用してデータを取得した。得られたデータをCOG-JPまたはPathogens（いずれも国立感染症研究所ゲノムサーベイランスシステム）にアップロードして全長配列を取得した。サーベイランスシステム上で系統が判定できた検体を集計の対象とした。

結果と考察

1. 各変異株の検出数（前回報告以降）

図1に系統別の検体数を棒グラフで、市内定点当たりの患者数を折れ線グラフで示す。

2024年第1週まではXBB系統が市内流行株だったが、第10波ごろの2024年第9週まで

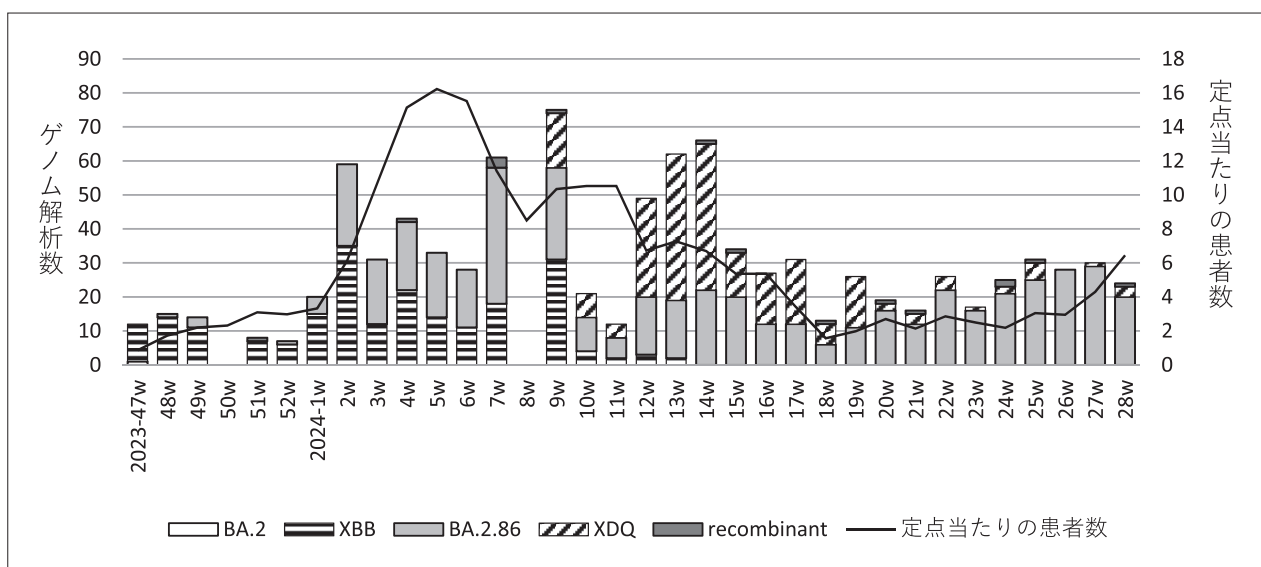


図1 当所ゲノム解析数と仙台市定点当たり患者数（2023年第47週～2024年第28週）

* 仙台市衛生研究所微生物課

BA.2.86系統の検出割合が増加し、2つの系統が同程度の割合で検出された。その後、XDQ系統（BA.2.86.1と、XBB株の子孫系統であるFL.15.1.1の組換え体）の割合が増加したが、第13週に検出率が69%となったのをピークに減少した。一方、BA.2.86系統の検出割合は再び上昇に転じ、2024年第28週時点で市内流行株となっている。

XBB系統の亜系統別の検出数を図2に示す。

複数の亜系統が検出されたが、図示した期間ではHK.3系統が最も多かった。2024年第14週

以降、XBB系統は仙台市内で検出されていない。

BA.2系統の亜系統別の検出数を図3に示す。

2024年第7週まではBA.2.86系統と、その子孫系統であるJN.1系統が検出されていたが、BA.2.86系統は第7週以降減少し、第14週以降は検出されていない。第13週にJN.1系統の子孫系統であるKP.3系統が初めて検出され、その後検出数が増加した。第19週以降は市内流行株となっている。

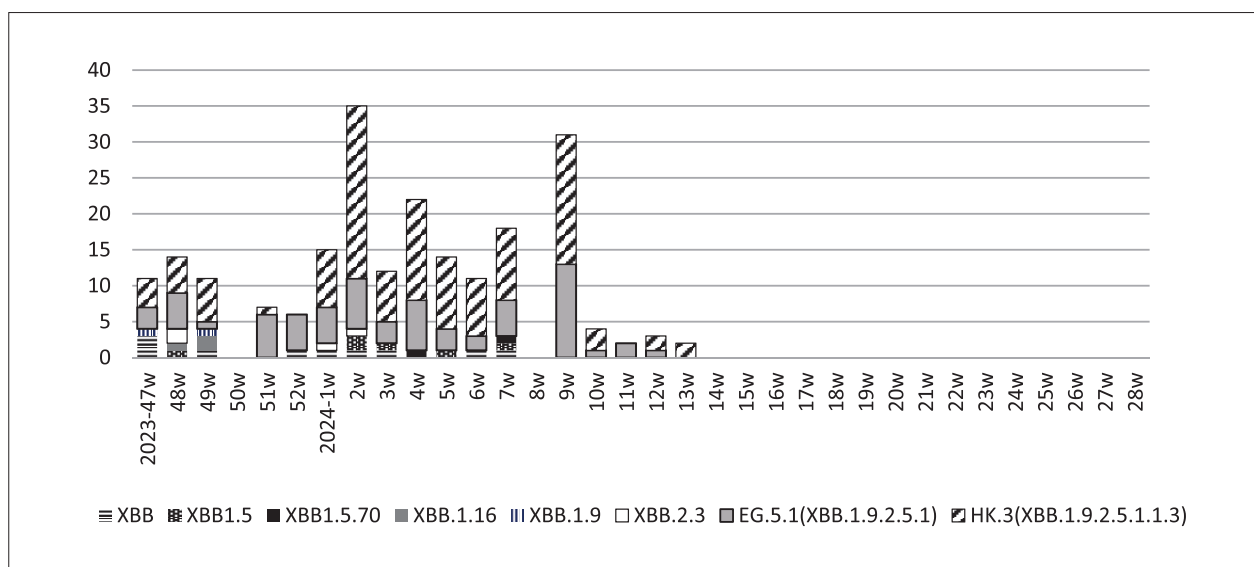


図2 同一期間におけるXBB系統内訳（2023年第47週～2024年第28週）

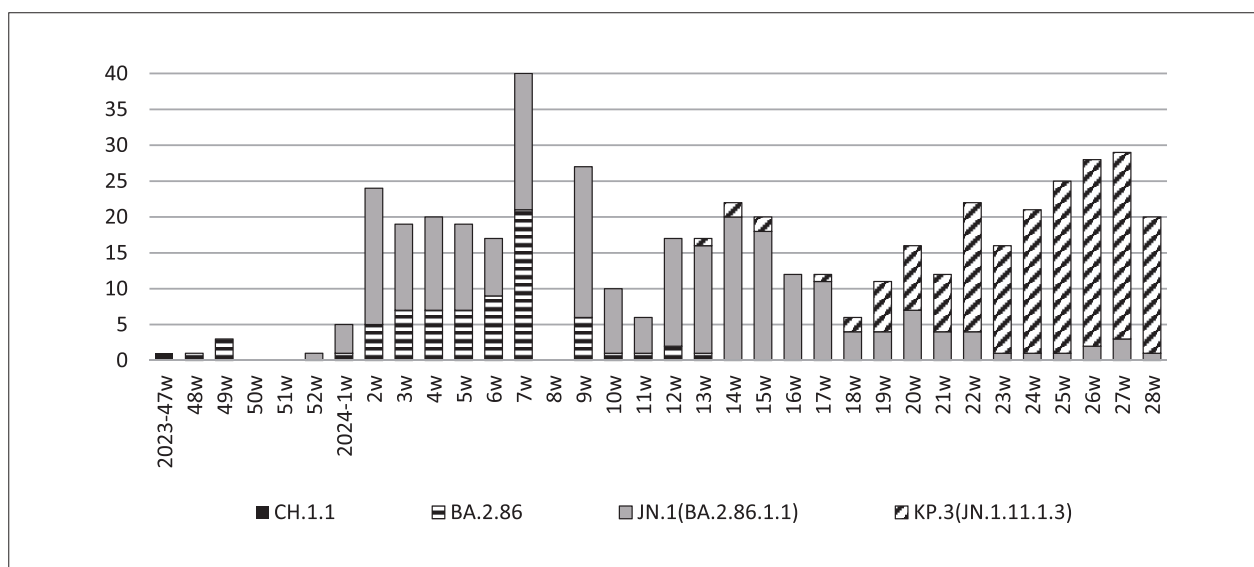


図3 同一期間におけるBA.2系統内訳（2023年第47週～2024年第28週）

2. 第1波からの流行株の推移

図4に流行初期からの推移を示す。系統別の検体数を棒グラフで、5類移行前（2022年第18週まで）の市内新規陽性者数を折れ線グラフで示し、5類移行後の市内定点当たりの患者数を図中の右上に示した。

流行の第1波から第3波までの約1年間はB.1.1系統が継続して検出されていたが、第4波以降は、新たな変異株の流行とともに感染者数の増加が繰り返されている。

まとめ

2023年第47週から2024年第28週までの仙台市内の流行株は、XBB系統からJN.1系統、XDQ系統、KP.3系統と推移した（図1、図3）。

COVID-19の5類移行後、約1年が経過し国内外の人流や市民の生活様式は流行期前に戻りつつあるが、引き続き市内の流行状況把握に努めていきたい。

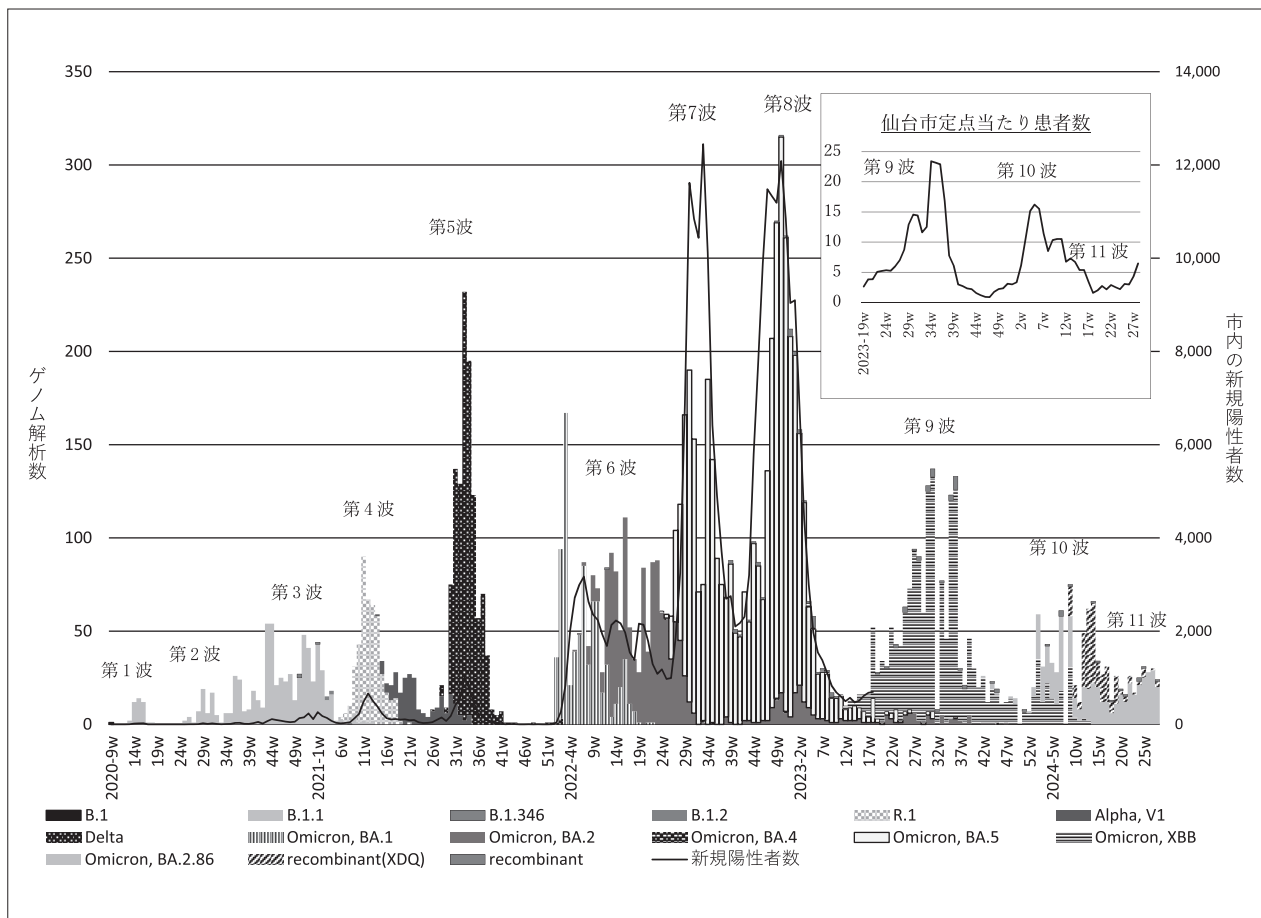


図4 ゲノム解析数と市内の新規陽性者数（2020年第9週～2024年第28週）

みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の進捗状況について

宮城県環境政策課

宮城県では、令和5年3月に策定した「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」に基づき、宮城県内で排出される温室効果ガスを算定し、公表しています。この度、2021年度の温室効果ガス排出量についてとりまとめ、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050公式ポータルサイト (<https://zero-carbon2050.pref.miyagi.jp/>) において公開しましたので御報告いたします。

1. みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の概要

(1) みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の位置づけ・役割

県は、地球温暖化問題への対応として、令和3年3月に策定した「宮城県環境基本計画（第4期）」において「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目標として位置づけました。これを踏まえ、地球温暖化対策やエネルギー利用に関する施策を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、「宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」など関連4計画の内容を見直したうえで、統合する形で本戦略を策定しました。

(2) 計画の推進体制

本戦略の計画期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までとしています。

戦略については、全庁で構成する「環境政策推進本部」を設置するとともに、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画協議会として設置した、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050県民会議企画委員会」により、推進を図ることとしています。

戦略の進捗については、毎年、目標に関するデータを収集し、県内の状況を取りまとめ、県ホームページや県が発行する宮城県環境白書において公表することとしています。また、令和7年度及び令和10年度には、中間点検を実施し、その結果を公表するとともに、国の関連施策の動向や社会情勢の変化に応じて計画の見直しを行うこととしています。

(3) 計画の目標

本県では、2050年度までに県全体の温室効果ガスの排出量について、森林等による吸収量を差し引くことで実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の達成を目指しています。この目標の達成を確実にするために、本戦略では、計画期間の終期である2030年度における温室効果ガスの排出量について、基準年である2013年度比で、50%削減することとしています。

また、2030年度の削減目標を達成するために、「再生可能エネルギー等の利用促進」、「事業者・住民の削減活動の推進」、「地域環境の整備」、「循環型社会の形成」、「県の事務事業における排出削減」の5つの施策ごとに目標値を設定し、その進捗を管理しています。

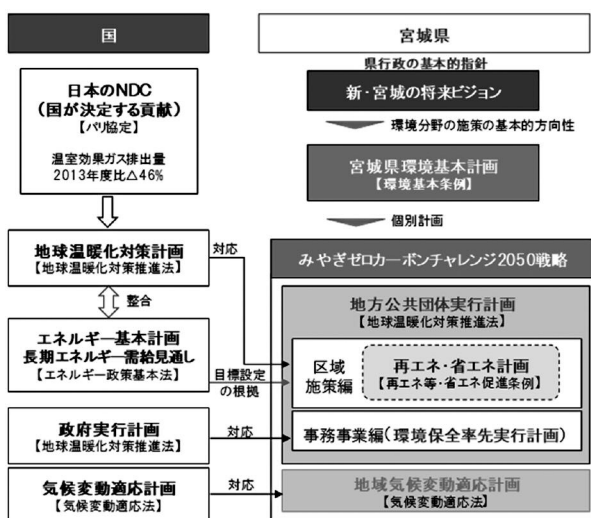


図1-1 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の位置づけ

施策	目標指標等		目標(2030年度)
①再生可能エネルギー等の利用促進	再エネ発電設備導入容量		基準年度比 12.1倍増加
	再エネ導入量		基準年度比 3.2倍増加
	水素の利活用		FC商用車等導入拡大
②事業者・住民の削減活動促進	エネルギー消費量		基準年度比 22.1%削減
③地域環境の整備	森林等による吸収量		基準年度 以上を確保
④循環型社会の形成	一般廃棄物	排出量	910g/人・日
		リサイクル率	30%
	産業廃棄物	排出量	10,000t/年
		リサイクル率	35%
⑤県の事務事業における排出源対策	温室効果ガス排出量		基準年度比 51%削減

図1-2 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略に掲げる施策ごとの目標

2. みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略の進捗状況

(1) 温室効果ガス排出量

2021(令和3)年度の温室効果ガス排出量は、1,714万1千トン-CO₂であり、基準年度比▲23.9%、前年度比+3.6%となりました。

前年度からの増加要因としては、新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の回復に伴い、エネルギー消費量が増加したことが大きく影響していると考えられます。

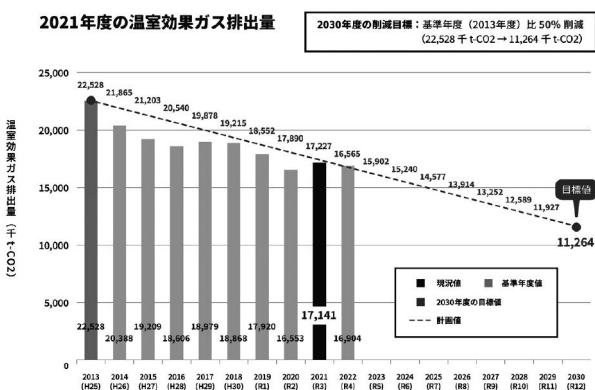


図2-1 県内の温室効果ガス排出量の推移

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

2023(令和5)年度における再エネ発電設備導入容量は2,807kW(前年度比+7.7%)、再エネ導入量は40,421TJ(同+8.5%)となっています。

再エネ発電設備の導入容量及び再生可能エネルギー導入量は、太陽光発電設備の導入促進に伴い増加しており、2019(令和1)年度以降いずれの年度も計画値を上回るペースで推移しています。

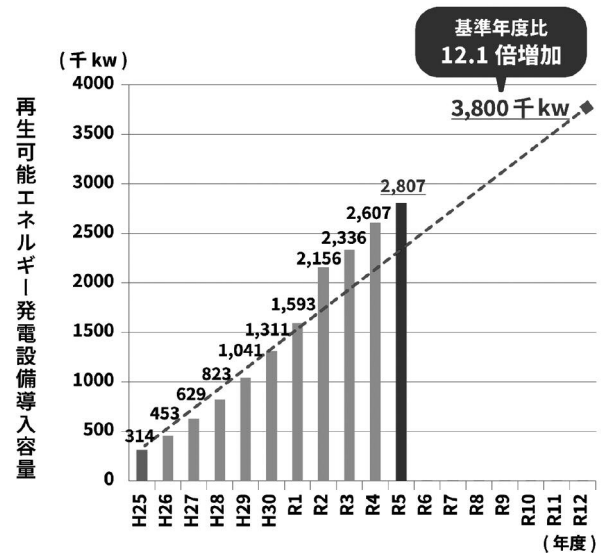


図2-2 県内の再エネ発電設備導入容量の推移

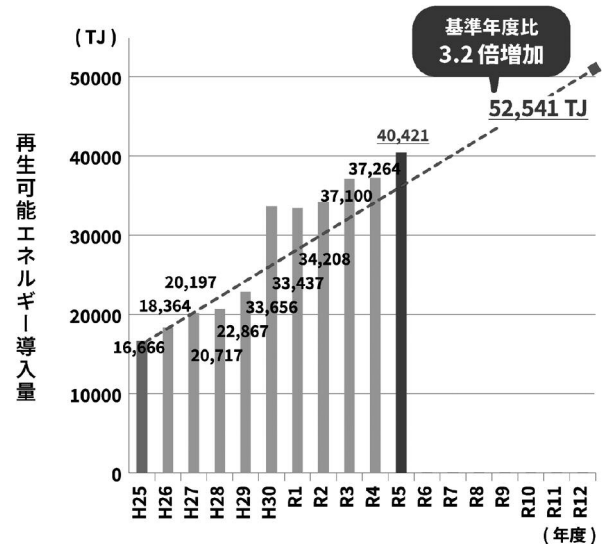


図2-3 県内の再エネ導入量の推移

(3) 水素の利活用

2024(令和6)年度末現在、県内の水素燃料電池車(FCV)の登録台数は135台となっており、水素ステーションは2基稼働しています。

県では、一般向けFCVのほか、FCバス、タクシー、トラックといった商用車両についても導入に係る支援を行っています。



図2-4 FC商用車の例

(4) 事業者、住民の省エネルギーの推進

2022（令和4）年度の県内エネルギー消費量は、24万2,953TJと、基準年度比▲11.5%，前年度比+0.5%となり、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けていた社会経済活動の回復によるエネルギー消費量の増加が見られましたが、コロナ禍以前と比べて減少傾向は継続しています。

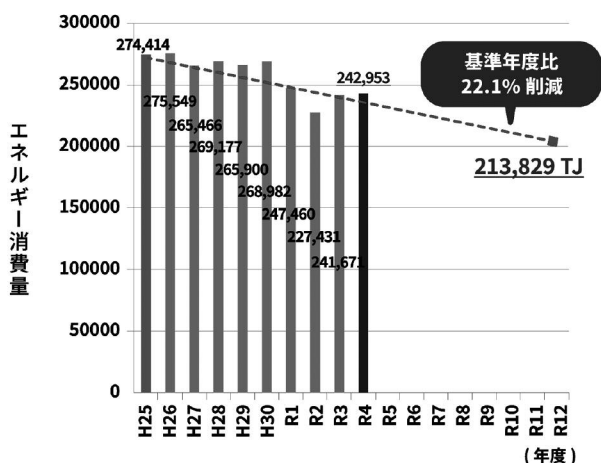


図2-5 県内のエネルギー消費量の推移

(5) 吸収源対策の推進

2022（令和4）年度の森林等による温室効果ガスの吸収量は、1,269t-CO₂となっています。森林等による温室効果ガスの吸収量は、目標値を下回って推移していますが、2020（令和2）年度までの減少基調から再生林の取組強化により増加に転じています。

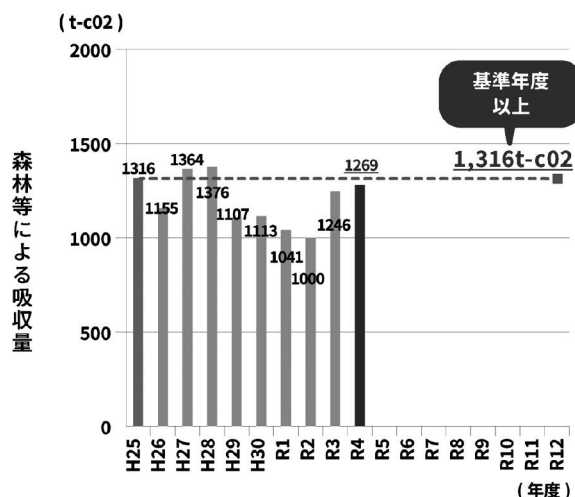


図2-6 県内の森林等による吸収量の推移

(6) 循環型社会の形成

一般廃棄物の排出量（1人1日当たり）は減少傾向にあり、2022（令和4）年度は972g（前年度比▲4g）となりましたが、当該年度の計画値（958g）に達していません。また、リサイクル率は低下傾向にあり、2022（令和4）年度は22.8%（前年度比▲1.5ポイント）と、当該年度の計画値（27%）に達していません。

産業廃棄物の排出量は減少傾向にあり、2022（令和4）年度は10,478千t（前年度比▲10千t）と、当該年度の計画値（10,641千t）を達成しています。リサイクル率は目標値を上回る水準、かつ上昇傾向で推移しており、2022（令和4）年度は37.9%（前年度比+1.0ポイント）となっています。

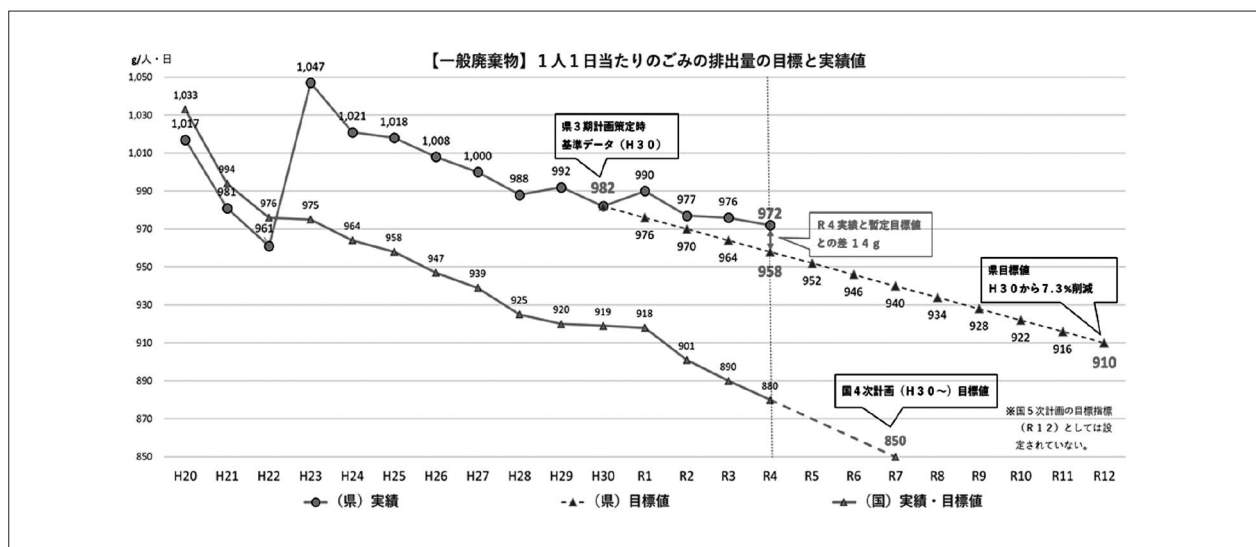


図2-7 一般廃棄物の排出量の推移

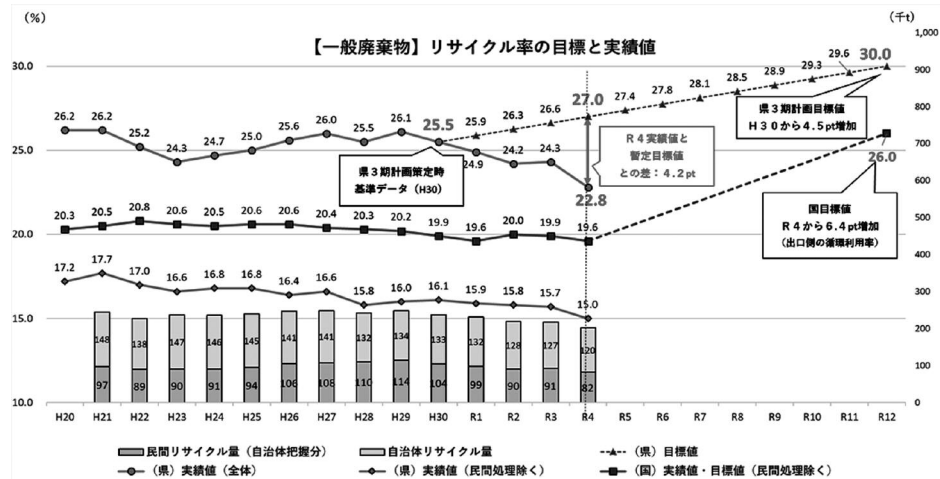


図2-8 一般廃棄物のリサイクル率の推移

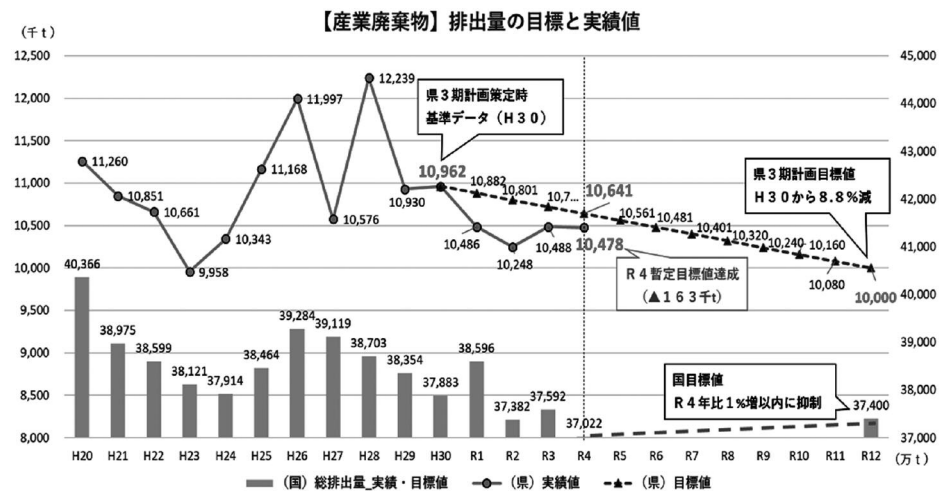


図2-9 産業廃棄物の排出量の推移

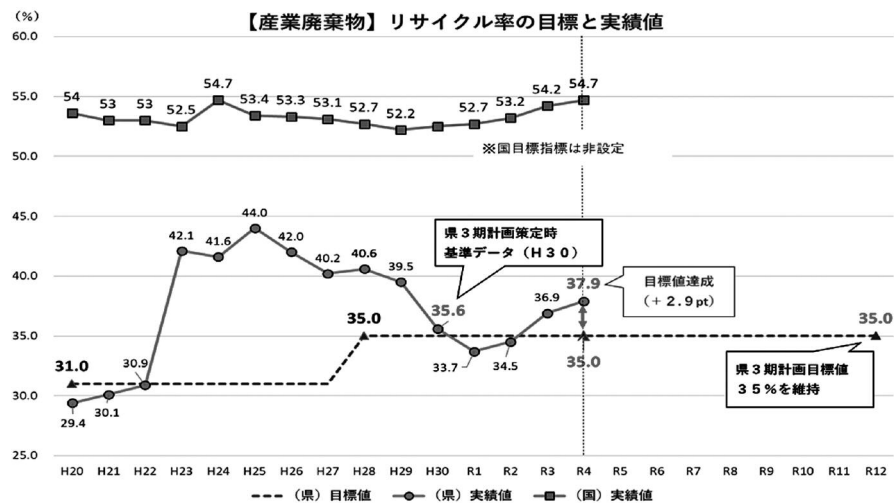


図2-10 産業廃棄物のリサイクル率の推移

(7) 県の事務事業における温室効果ガス排出量

県の事務事業における2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は67,096t-CO₂で、基準年度と比較して21.5%削減しましたが、計画値を超過し未達成となりました。

施設の省エネ化や節電により電気使用量が減少した施設があった一方、真夏日、猛暑日の日数が過去最大となる記録的な猛暑に伴う夏期のエネルギー消費量の増加により、計画値を超過しました。

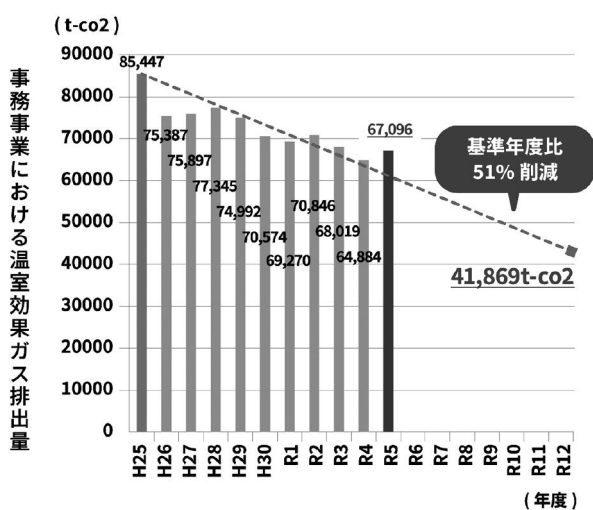


図2-11 県の事務事業における温室効果ガス排出量の推移

3. 令和6年度に講じた施策

(1) 再生可能エネルギー等の利用促進

事業所等への再生可能エネルギーの導入拡大に向け、建築物の屋根などへの自家消費型太陽光発電の導入を支援するとともに、第三者所有方式や蓄電池・EVとの組み合わせなど、多様な導入モデルの普及を促進したほか、家庭部門への再生可能エネルギー等の導入促進に向け、太陽光発電や蓄電池、エネファームなどの設備導入を支援しました。

(2) 事業者・住民の削減活動促進

事業活動で生じる二酸化炭素の排出削減や経営コスト削減に向けた取組を促進するため、事業所の既存設備からエネルギー消費量の少ない高効率設備への更新等を支援したほか、家庭における省エネルギー化を促進するため、既存住宅の省エネ改修等を支援しました。

また、二酸化炭素排出削減効果の環境価値

を、国のJ-クレジット制度を活用して「見える化」し、県民等の意識的な自家消費を促進しました。

(3) 地域環境の整備

県土の保全、良好な環境の維持・増進及び森林の多面的機能の維持のために、伐採後の確実な再造林や間伐などの森林整備を推進したほか、持続可能な森林づくりに向け、県産材の利用促進に係る施策を推進しました。

また、海洋での二酸化炭素吸収を進めるブルーカーボンの普及のための取組として、藻場の再生事業を推進しました。

(4) 県の事務事業における排出削減

「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」の目標達成に向け、県有施設のZEB化・省エネ化に向けた指針を策定するとともに、民間事業者が提供するサービス（PPA）を活用した県有施設への太陽光発電設備の導入に向けた調査を行いました。また、災害に対するレジリエンスの強化が必要な施設への太陽光発電設備、蓄電池及び電動車充電設備の設置工事を行いました。

このほか、こまめな節電や、業務のペーパーレス化・デジタル化、公用車燃料の削減、廃棄物の削減などの取組を推進しました。

(5) 気候変動適応策の推進

農林水産業における気候変動適応策として、露地栽培の新しい作型の策定や果樹の着色不良対策、海水温上昇に適応した持続的な養殖業を推進しました。

また、生活における気候変動適応策として、住宅等の断熱改修支援や、地球温暖化防止と気候変動に関する普及啓発を行うとともに、住民が熱中症予防のために休憩できるよう、小売店等の施設を登録していただく「みやぎの涼みどころ」の運用を開始しました。

4. 課題及び対応

温室効果ガス排出量の削減のために、事業者・県民に対する再エネ設備の導入支援、省エネにつながる高効率機器の導入支援を実施してきましたが、業務（オフィス）部門、家庭部門

の取組を一層強化する必要があることから、令和5年11月に設立した県民会議において、県民一人ひとりの行動変容につながる取組を推進する「脱炭素ライフ部会」及び建築物の省エネ化や再エネ導入、ZEB/ZEH化を推進する「省エネ建築部会」の活動を推進してまいります。

再生可能エネルギー等の利用促進については、これまで住宅の屋根や事業所等の敷地内など自家消費型・地域共生型の設備導入を推進し

てきましたが、発電適地は限られてきており、適地の確保が困難となってくることが懸念されることから、今後は、耕作放棄地など未利用地の活用に向けた施策を講じていくことが必要です。また、技術革新（ペロブスカイト太陽電池など）や新たなビジネス（リユースパネルの活用など）、新たな視点（集合住宅や既設住宅、未利用地）などを活用した、より効率的な太陽光発電の導入を支援してまいります。

インフルエンザの流行状況

鈴木 優子*

【はじめに】

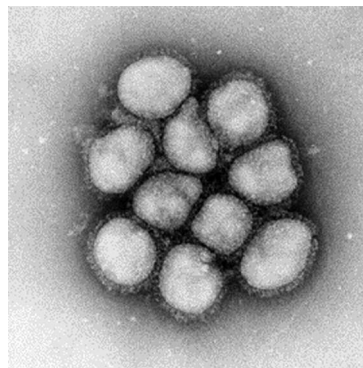
インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することで起こる呼吸器感染症です。日本では、例年11月下旬から12月上旬に流行が始まり、翌年の1月から3月にかけてピークを迎えます。主な感染経路は、咳やくしゃみなどに含まれるウイルスを吸い込むことによる飛沫感染ですが、インフルエンザウイルスが付着した手で口や鼻を触ることにより感染する接触感染もあります。

感染から1～3日間ほどの潜伏期間の後、38℃以上の発熱、頭痛、全身の倦怠感、筋肉痛、関節痛などの症状が急速に現れ、併せてのどの痛み、鼻水、咳等の症状も見られます。約1週間ほどで軽快しますが、いわゆる「かぜ」に比べて全身症状が強いのが特徴です。同時期に流行する新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは症状が似ており、症状のみで鑑別することは困難です。

【病原体】

インフルエンザウイルスには、A型、B型、C型、D型の4種類あり、大きな流行の原因となるのはA型とB型です。A型インフルエンザは、ウイルスの表面抗原が小さく変異しながら毎年流行を繰り返しています。一方、B型はA型のような抗原変異は起こりにくいとされています。A型、B型をあわせて季節性インフルエンザと呼んでいます。

A型インフルエンザは数年から数十年ごとに世界的な大流行が見られますが、これは突然抗原性が大きく異なった亜型のウイルスが出現し、多くのヒトが免疫を獲得していないため、世界的に急速にまん延することによって起こります。これを、季節性インフルエンザに対し新型インフルエンザと呼びます。これまでに、1918年のスペインインフルエンザ（A（H1N1））、



インフルエンザウイルスA（H1N1）pdm09の電子顕微鏡写真（国立感染症研究所）

1957年のアジアインフルエンザ（A（H2N2））、1968年の香港インフルエンザ（A（H3N2））、1977年のソ連インフルエンザ（A（H1N1））、そして記憶に新しい、2009年の新型インフルエンザ（A（H1N1）pdm09）などがありました。新型インフルエンザは多くのヒトが免疫を獲得すると、季節的な流行を繰り返す季節性インフルエンザへと落ち着きます。かつて新型インフルエンザと呼ばれたA（H1N1）pdm09も今では季節性インフルエンザとして取り扱われるようになり、現在世界で流行している季節性インフルエンザウイルスは、A（H1N1）pdm09、A（H3N2）、B型ビクトリア系統です。

【流行状況】

日本では、感染症法に基づき国内の感染症の流行状況を把握するため、感染症発生動向調査事業が実施されています。この事業は「患者発生サーベイランス」と「病原体サーベイランス」などで構成されています。

「患者発生サーベイランス」において、定点把握の5類感染症に分類されるインフルエンザは、指定された定点医療機関から毎週届出される患者数（1週間に診断された患者数）等から発生状況を把握しています。報告された患者数の合計を定点医療機関数で割った値を「定点当たりの報告数」といい、インフルエンザではこ

*宮城県保健環境センター微生物部

の「定点当たりの報告数」が1を超えたときを流行の目安としています。

インフルエンザは、毎年、第36週（8月末～9月初旬）から翌年の第35週までの1年間をインフルエンザシーズンとしており、例えば、2019年の第36週から2020年の第35週までを2019/20シーズンと表現します。図1に、本県（仙台市を含む）における定点からのインフルエンザ患者報告数を、2019/20シーズンから示しました。併せて、COVID-19対策として国からの要請で本県が実施した措置を記載しています。

COVID-19のパンデミックは、様々な感染症の発生に影響を及ぼし、中でも季節性インフルエンザはそれまでとは異なる流行状況を示しました。2020/21シーズン、2021/22シーズンはCOVID-19の強力な予防対策が取られた結果、インフルエンザ患者はほとんど見られず、徐々に規制が緩和され始めた2022/23シーズンから流行が見られるようになりました。2022/23シーズンは大きな流行とはならなかったものの、流行は6月まで続き、8月にはまた流行の目安である定点当たりの報告数が1を超え、流行状態のまま、2023/24シーズンへ突入しました。2023/24シーズンは、4シーズンぶりの大流行となり、図2に示すとおり2009年の新型インフルエンザのパンデミック以降での患者報告数が最多となりました。2024/25シーズンは11月に流行の目安を超え4月まで流行が継続しました。2024/25シーズンの患者数は2023/24シーズンに比べ大幅に減少しました。

【流行株（亜型）】

「病原体サーベイランス」では、全国の地方衛生研究所（地衛研）や保健所が医療機関から提出された患者検体からウイルスを検出し、そのウイルスの型・亜型情報などを国立感染症研究所・感染症疫学センター（現 国立健康危機管理研究機構）へ報告しています。その公表データをもとに型・亜型別の検出状況を図3に示しました。2022/23シーズンの検出されたウイルスのほとんどがA（H3）でした。2023/24シーズンはシーズン前半をA（H1）pdm09とA（H3）が同程度、シーズン後半をB型ビクトリア系統が占めるといった3つの型・亜型が流行しました。2024/25シーズンは検出されたウ

イルスの大部分がA（H1）pdm09でした。

【型・亜型検査】

インフルエンザウイルスの型・亜型を確認する方法には遺伝子検査によるものと、ウイルスを細胞で培養・分離し性状確認する方法があります。インフルエンザウイルスは前述したように表面抗原を少しずつ変えながら毎年流行を繰り返しますので、遺伝子検査だけではなく、分離したウイルス株により性状を確認する必要があります。それにより、新型インフルエンザウイルスの出現や季節性インフルエンザの変異株の出現を監視しています。また、予防のために接種するワクチンの作製に、分離したウイルス株が使用されています。インフルエンザワクチンは、孵化鶏卵にワクチン株を接種し、増殖してきたウイルスを精製して作製するスプリットワクチンですが、頻繁に抗原変異を起こすインフルエンザウイルスに対し、シーズンごとに流行する株を予測してワクチン株を選定する必要があります。そのため分離されたウイルスは、季節性インフルエンザのワクチン作製に使用する株選定のための重要な資料となっています。また、治療薬に用いられている抗インフルエンザウイルス薬に耐性を示すウイルスの出現も散見されるようになり、その動向を監視するためにもウイルス株の確保は重要です。

医療機関を受診した際、簡易キットでの検査の他に、地衛研での検査に必要な検体採取をお願いされる可能性があります。その場合、今後のウイルスの動向を監視するための重要な検査となりますので、ご協力いただけますと幸いです。

図4にウイルス培養に使用している細胞とウイルスが増殖した様子を示しました。使用している細胞はMDCK細胞といい、イヌの腎臓由来の細胞です。右図のように細胞が壊れてくると（細胞変性効果（CPE））、ウイルスが増殖した合図です。

【対策と予防】

インフルエンザの予防には、マスクの適切な着用を含む咳エチケット、手指衛生の徹底、適切な換気の実施などが有効です。また、ワクチンの接種は、感染後に発症する可能性を低減さ

せる効果と、発症した場合の重症化防止に効果があると報告されています。

十分な休養とバランスのとれた栄養を摂取し、万全の体調で、次シーズンのインフルエンザに打ち勝ちましょう。

【参考文献】

- 1) インフルエンザ診断マニュアル（第5版 令和5年8月 国立感染症研究所）
- 2) インフルエンザ | 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト (jihs.go.jp)
<https://id-info.jihs.go.jp/diseases/a/influenza/010/influ-top.html>

- 3) インフルエンザウイルス分離・検出速報 | 国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト (jihs.go.jp)

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/iasr/graphdata/020/index.html>

- 4) インフルエンザ（総合ページ） | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuenza/index.html

- 5) インフルエンザ（季節性）対策 | 首相官邸 ホームページ (kantei.go.jp)

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/influenza.html>

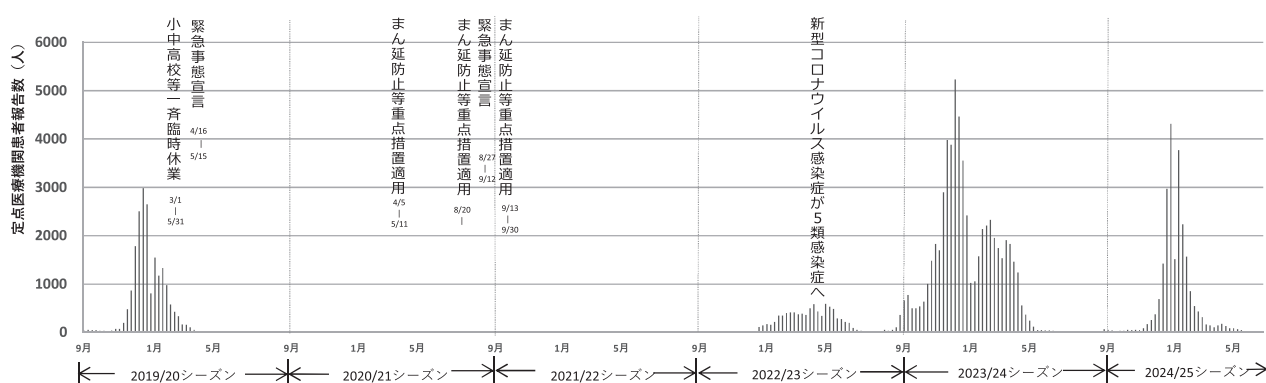


図1 宮城県内のインフルエンザ患者報告数推移

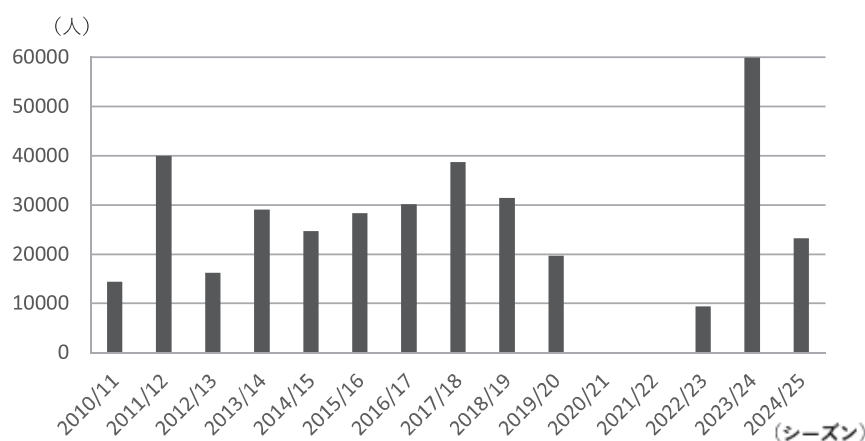


図2 インフルエンザシーズン別患者報告数

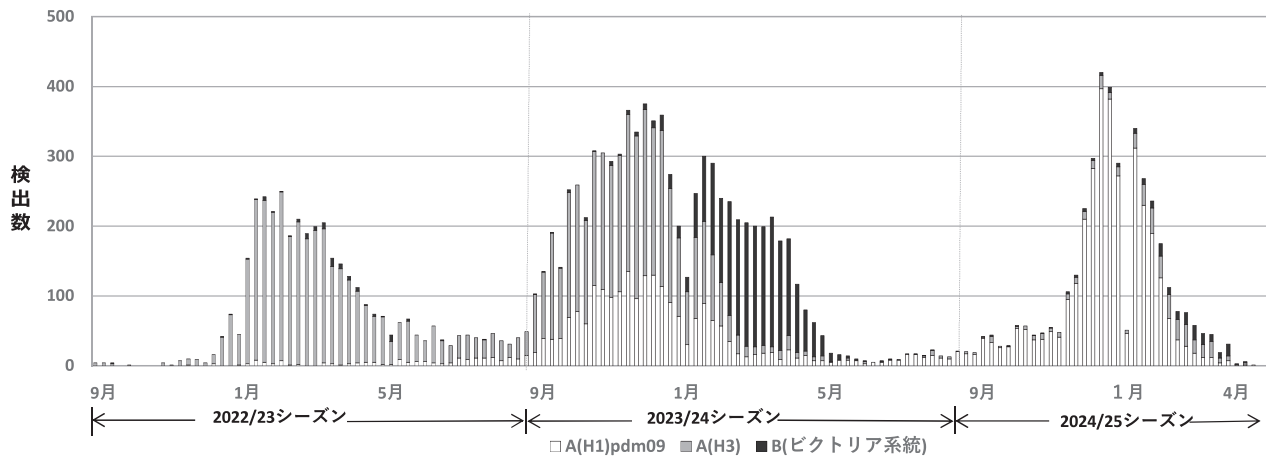


図3 全国のインフルエンザシーズン型・亜型別検出数

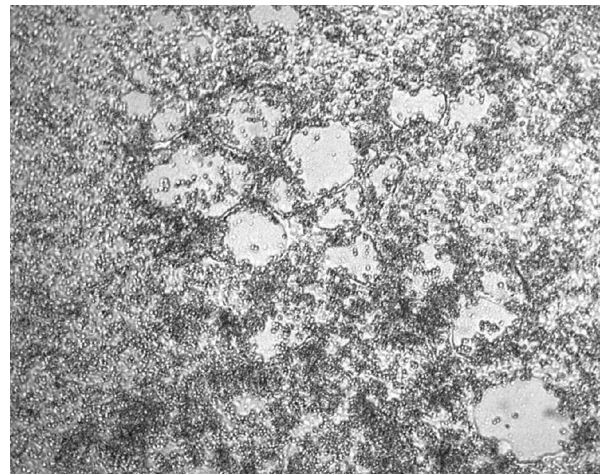
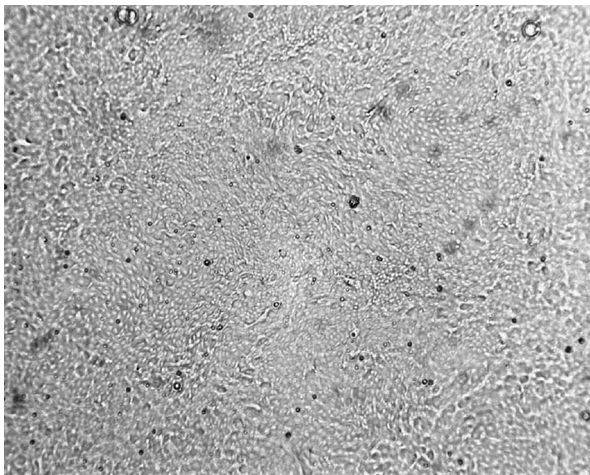


図4 MDCK細胞
(左：ウイルス接種前、右：ウイルスの増殖を示す細胞変性効果（CPE）)

感染症情報

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和7年4月28日～令和7年6月1日、第18週～第22週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターは、感染症法に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生動向と病原体の検出状況を把握し公表しています。ここでは、月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		4月28日～6月1日		2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
届出なし					

二類感染症

疾患名	期間・地域		4月28日～6月1日		2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
結核	7	11	18		73

三類感染症

疾患名	期間・地域		4月28日～6月1日		2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
コレラ			0		0
細菌性赤痢			0		2
腸管出血性大腸菌感染症		1	1		18
腸チフス			0		0
パラチフス			0		0

四類感染症

疾患名	期間・地域		4月28日～6月1日		2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
E型肝炎		1	1		5
A型肝炎			0		1
エキノкокクス症			0		0
コクシジオイデス症			0		0
チクングニア熱			0		0
つつが虫病			0		0
デング熱			0		0
日本紅斑熱			0		0
ブルセラ症			0		0
ボツリヌス症			0		0
マラリア			0		0
ライム病			0		0
レジオネラ症	2	2	4		12
レプトスピラ症			0		0

五類感染症

疾患名	期間・地域		4月28日～6月1日		2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域	県全域
アメーバ赤痢			0		3
ウイルス性肝炎			0		1
カルバネム耐性腸内細菌目細菌感染症		1	1		12
急性弛緩性麻痺			0		1
急性脳炎		1	1		8
クリプトスポリジウム症			0		0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0		2
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1	4	5		10
後天性免疫不全症候群			0		1
ジアルジア症			0		0
侵襲性インフルエンザ菌感染症		2	2		6
侵襲性髄膜炎菌感染症			0		0
侵襲性肺炎球菌感染症	2	4	6		25
水痘（入院例）		2	2		4
梅毒	4	19	23		77
播種性クリプトコックス症		1	1		1
破傷風			0		2
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0		0
百日咳	53	152	205		253
風しん			0		0
麻しん			0		2
薬剤耐性アシネトバクター感染症			0		0

2. 定点把握疾患報告状況

【水痘】

仙南管内で第19週から第22週に、石巻管内で第19週から第21週に、仙台管内で第20週と第22週に流行が見られました。

【感染性胃腸炎】

仙南管内で第18週から第21週まで流行が見られました。

【伝染性紅斑】

塩釜管内で第20週と第22週に、石巻管内で第21週から第22週に流行が見られ、仙南、大崎、仙台管内で第18週から第22週まで流行が継続しました。

【A群溶血性レンサ球菌咽頭炎】

仙南管内で第18週に、塩釜管内で第20週に流行が見られました。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病原体	月検出件数*	2025年累計
インフルエンザウイルス	A/H1亜型	0
	A/H1pdm09亜型	28
	A/H3亜型	3
	B型	3
SARS-CoV-2	3	4
RSウイルス	4	8
ヒトメタニューモウイルス	2	3
パラインフルエンザウイルス	1型	0
	2型	0
	3型	13
	4型	3
エンテロウイルス	17	18
ライノウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
アデノウイルス	1	1
風しんウイルス		0
麻しんウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	GⅠ群	0
	GⅡ群	23
	GⅠ群及びGⅡ群	89
ロタウイルス	5	6
サポウイルス		1
アストロウイルス	2	2
ヒトヘルペスウイルス		1
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		2
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	1
腸管毒素原性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 4月28日～6月1日の検出日で集計

4. トピック

百日咳の患者報告数は2025年累計で253名になりました。県は百日咳の患者が増加していることから5月22日に注意喚起を行いました。咳エチケット、手洗いなど基本的な感染対策を徹底してください。

*宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

宮城県感染症発生動向調査情報

(令和7年6月2日～令和7年6月29日、第23週～第26週)

宮城県結核・感染症情報センター*

宮城県結核・感染症情報センターは、感染症法に基づき、県内の医療機関の協力を得て、感染症の患者発生動向と病原体の検出状況を把握し公表しています。ここでは、月間の動向を提供します。

1. 全数届出対象疾患届出状況

一類感染症

疾患名	期間・地域		6月2日～6月29日	2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
	届出なし			

二類感染症

疾患名	期間・地域		6月2日～6月29日	2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
結核	6	12	18	92

三類感染症

疾患名	期間・地域		6月2日～6月29日	2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
コレラ			0	0
細菌性赤痢			0	2
腸管出血性大腸菌感染症	5	4	9	27
腸チフス			0	0
パラチフス			0	0

四類感染症

疾患名	期間・地域		6月2日～6月29日	2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
E型肝炎		1	1	6
A型肝炎		1	1	2
エキノコックス症			0	0
コクシジオイデス症			0	0
チクングニア熱			0	0
つつが虫病	1		1	1
デング熱			0	0
日本紅斑熱			0	0
ブルセラ症			0	0
ボツリヌス症			0	0
マラリア			0	0
類鼻疽		1	0	1
ライム病			0	0
レジオネラ症			0	12
レプトスピラ症			0	0

五類感染症

疾患名	期間・地域		6月2日～6月29日	2025年累計
	宮城県	仙台市	県全域	県全域
アメーバ赤痢			0	3
ウイルス性肝炎	1		1	2
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症			0	12
急性弛緩性麻痺			0	1
急性脳炎		1	1	9
クリプトスポリジウム症			0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病			0	2
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	2	4	14
後天性免疫不全症候群		1	1	2
ジアルジア症			0	0
侵襲性インフルエンザ菌感染症		1	1	7
侵襲性髄膜炎菌感染症		1	1	1
侵襲性肺炎球菌感染症	1	1	2	27
水痘（入院例）		1	1	5
梅毒	7	15	22	102
播種性クリプトコックス症			0	1
破傷風			0	2
バンコマイシン耐性腸球菌感染症			0	0
百日咳	157	259	416	685
風しん			0	0
麻疹			0	2
薬剤耐性アシネタ菌感染症			0	0

2. 定点把握疾患報告状況

【A群溶血性レンサ球菌咽頭炎／感染性胃腸炎】

仙南管内で第24週から第26週まで流行が継続しました。

【咽頭結膜熱】

大崎管内で第23週に流行が見られました。

【伝染性紅斑】

仙南、塩釜、大崎、石巻、仙台管内で第23週から第26週まで流行が継続しました。

【水痘】

仙南、石巻管内で第23週に流行が見られました。

3. 病原体検出状況（保健環境センター検出分）

病 原 体	月検出件数*	2025年累計
インフルエンザウイルス	A/H1N1亜型	0
	A/H1N1pdm09亜型	28
	A/H3N2亜型	3
	A型亜型不明	1
	B型	3
SARS-CoV-2	4	8
RSウイルス	1	9
ヒトメタニューモウイルス		3
パラインフルエンザウイルス	1 型	1
	2 型	1
	3 型	18
	4 型	6
エンテロウイルス属	16	37
ライノウイルス		0
コクサッキーウイルス		0
エコーウイルス		0
ヒトパレコウイルス		0
アデノウイルス	2	3
風しんウイルス		0
麻疹ウイルス		0
ヒトパルボウイルスB19		0
ノロウイルス	G I 群	0
	G II 群	6
	G I 群及びG II 群	0
ロタウイルス		6
サポウイルス		1
アストロウイルス		2
ヒトヘルペスウイルス		1
A型肝炎ウイルス		0
E型肝炎ウイルス		2
腸管出血性大腸菌	O157	0
	O26	0
	その他	1
腸管毒素原性大腸菌		0
腸管侵入性大腸菌		0
腸管病原性大腸菌		0
腸管凝集付着性大腸菌		0
他の下痢原性大腸菌		0
サルモネラ		0
カンピロバクター	C.jejuni	0
	C.coli	0
黄色ブドウ球菌（毒素産生性）		0
Yersinia enterocolitica		0
A群溶血性レンサ球菌		0
Legionella pneumophila		0

* 6月2日～6月29日の検出日で集計

4. トピック

百日咳の患者報告数は2025年累計で685名になりました。依然として高い水準で推移していることから、咳エチケット、手洗いなど基本的な感染対策を徹底してください。

*宮城県保健環境センター微生物部

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和7年4月28日～令和7年6月1日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第18週	第19週	第20週	第21週	第22週	第18～22週 合計
結核	2	2	2	4	2	12
腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	1	0	1
E型肝炎	1	0	0	0	0	1
レジオネラ症	1	0	1	0	0	2
カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	0	0	0	1	0	1
急性脳炎	0	1	0	0	0	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	2	0	1	0	1	4
侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	1	0	1	2
侵襲性肺炎球菌感染症	1	0	1	1	1	4
水痘（入院例）	0	0	0	1	1	2
梅毒	3	2	2	6	6	19
播種性クリプトコックス症	0	0	0	1	0	1
百日咳	15	27	32	36	42	152
風しん	0	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0	0

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- ・結核
肺結核：5例
その他の結核：1例
無症状病原体保有者：6例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O型不明 VT2：1例
- ・レジオネラ症
肺炎型：2例
- ・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症
Escherichia coli：1例
- ・急性脳炎
エンテロウイルス/ライノウイルス：1例
- ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症
血清群が判明しているものは3例
A群：1例
B群：1例
G群：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：10例
早期顕症Ⅱ期：4例
無症候：5例

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第18週	第19週	第20週	第21週	第22週	第18～22週 合計
急性呼吸器感染症	1,941	1,551	2,055	1,934	1,931	9,412
RSウイルス感染症	15	7	8	19	11	60
咽頭結膜熱	5	6	17	19	15	62
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	56	27	44	34	40	201
感染性胃腸炎（小児科）	68	56	97	82	72	375
水痘	7	4	15	8	23	57
手足口病	2	0	1	3	0	6
伝染性紅斑	53	60	70	47	42	272
突発性発しん	6	1	6	6	4	23
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	3	1	1	1	1	7
インフルエンザ	20	11	5	3	6	45
新型コロナウイルス感染症	22	19	28	30	28	127
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	11	5	8	3	8	35
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	1	2	0	0	2	5
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	2	2	1	0	1	6
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	2	1	0	2	2	7
川崎病	1	0	2	0	2	5
不明発しん症	0	0	0	0	1	1

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

＊令和7年4月7日から急性呼吸器感染症が新たに感染症法上の5類感染症に位置づけられ、全国で発生状況の把握（サーベイランス）が開始されました。

コメント

[急性呼吸器感染症]
第21週まで増減を繰り返し、以降は概ね横ばいで推移している。

[A群溶血性レンサ球菌咽頭炎]
増減を繰り返しながら推移している。

[感染性胃腸炎（小児科）]
第20週まで増加傾向を示していたが、第21週以降は減少傾向が続いている。保育施設等における集団感染事例は、第18週に5件、第19週、第21週、及び第22週に各1件報告があった。

[水痘]
増減を繰り返しながら推移し、第20週及び第22週は注意を要する状況であった。

[伝染性紅斑]
第20週まで増加傾向であったが、第21週以降は減少傾向を示している。依然として警戒を要する状況が続いている。

[新型コロナウイルス感染症]
第19週まで減少傾向を示していたが、第20週に増加し、以降は概ね横ばいで推移している。

仙台市感染症発生動向調査情報

<令和7年6月2日～令和7年6月29日>

仙台市衛生研究所微生物課

集計（感染症法＊に基づく全数報告件数）

疾患名	第23週	第24週	第25週	第26週	第23～26週 合計
結核	1	3	2	6	12
腸管出血性大腸菌感染症	1	1	0	2	4
E型肝炎	1	0	0	0	1
A型肝炎	0	1	0	0	1
類鼻疽	0	0	0	1	1
急性脳炎	0	0	1	0	1
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	2	0	0	2
後天性免疫不全症候群	0	0	0	1	1
侵襲性インフルエンザ菌感染症	0	0	0	1	1
侵襲性髄膜炎菌感染症	0	1	0	0	1
侵襲性肺炎球菌感染症	0	0	1	1	2
水痘（入院例）	0	0	1	0	1
梅毒	1	4	6	4	15
百日咳	72	61	62	68	263
風しん	0	0	0	0	0
麻疹	0	0	0	0	0

- ・結核
肺結核：6例
その他の結核：2例
肺結核及びその他の結核：2例
無症状病原体保有者：2例
- ・腸管出血性大腸菌感染症
O146 VT2：1例
O157 VT1VT2：1例
O157 VT型不明：1例
O166 VT2：1例
- ・急性脳炎
病原体不明：1例
- ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症
B群：1例
G群：1例
- ・後天性免疫不全症候群
無症候性キャリア：1例
- ・梅毒
早期顕症Ⅰ期：7例
早期顕症Ⅱ期：4例
無症候：4例

＊感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

集計（患者数＊）

週報定点把握対象 感染症名	第23週	第24週	第25週	第26週	第23～26週 合計
急性呼吸器感染症	1,940	1,762	1,582	1,605	6,889
RSウイルス感染症	17	12	5	19	53
咽頭結膜熱	11	11	11	10	43
A群溶血性レンサ球菌 咽頭炎	37	47	32	30	146
感染性胃腸炎（小児科）	65	83	82	70	300
水痘	7	14	4	13	38
手足口病	3	0	5	1	9
伝染性紅斑	61	38	49	38	186
突発性発しん	5	3	2	4	14
ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0
流行性耳下腺炎	0	0	0	0	0
インフルエンザ	4	6	6	5	21
新型コロナウイルス感染症	14	12	21	28	75
急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎	4	8	5	6	23
感染性胃腸炎 （ロタウイルス）	1	0	0	0	1
クラミジア肺炎 （オウム病を除く）	0	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	6	3	1	4	14
無菌性髄膜炎	0	1	0	1	2
マイコプラズマ肺炎 （小児科）	4	1	3	6	14
川崎病	1	4	3	1	9
不明発しん症	1	0	3	1	5

コメント

[急性呼吸器感染症]
第25週まで減少傾向を示していたが、第26週に増加に転じた。

[A群溶血性レンサ球菌咽頭炎]
第24週に増加したが、第25週以降は減少傾向を示している。

[感染性胃腸炎（小児科）]
第24週に増加し、第25週は概ね横ばい、第26週に減少に転じた。保育施設等における集団感染事例の報告は、第23週の1件のみであった。

[水痘]
増減を繰り返しながら推移している。

[伝染性紅斑]
増減を繰り返しながら推移し、依然として警戒を要する状況が続いている。

[新型コロナウイルス感染症]
第24週に減少したが、第25週以降は増加傾向を示している。

＊感染症発生動向調査における患者定点医療機関から報告された患者数

＊令和7年4月7日から急性呼吸器感染症が新たに感染症法上の5類感染症に位置づけられ、全国で発生状況の把握（サーベイランス）が開始されました。

仙台市内病院病原体検出情報

<2025年 4月28日～2025年 6月1日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2025年	第18週（最終） 4月28日～5月4日	第19週（中間） 5月5日～5月11日	第20週（中間） 5月12日～5月18日	第21週（中間） 5月19日～5月25日	第22週（中間） 5月26日～6月1日
インフルエンザウイルスA(H1)型pdm09					
A(H3)型					
B型(山形系統)					
B型(ビクトリア系統)					
C型					
解析中	1			2	
RSウイルス				1	
ヒトメタニューモウイルス					
ムンプスウイルス					
アデノウイルス				1	
エンテロウイルス					
ライノウイルス					
単純ヘルペスウイルス				1	
サイトメガロウイルス					
パラインフルエンザウイルス 1型					
2型			1		
3型					
4型					1
解析中				2	1
コロナウイルス	1				
未 同 定					
分離総数/検体総数	2/27	0/22	1/63	7/62	2/35

抗原検出状況

2025年	第18週 4月28日～5月4日	第19週 5月5日～5月11日	第20週 5月12日～5月18日	第21週 5月19日～5月25日	第22週 5月26日～6月1日
インフルエンザウイルス	1	1	0	1	0
A型	1	1	0	0	0
B型	0	0	0	1	0
※Liat A型	0	0	0	0	0
B型	0	0	0	0	0
新型コロナウイルス	0	0	0	0	1
※Liat コロナ	1	0	0	0	0
RSウイルス	1	1	1	2	0
ヒトメタニューモウイルス	0	0	0	0	0
アデノ（呼吸器）	0	0	0	0	1
※溶連菌	0	1	0	0	0
アデノ（眼科）	0	0	0	0	0
アデノ（便中）	0	0	0	0	0
ノロウイルス	0	0	1	1	0
ロタウイルス	0	0	1	1	0
単純ヘルペス	0	0	0	0	0
水痘帯状疱疹	0	0	0	0	0
陽性数/検体総数	2/230	2/214	3/291	5/216	2/241

コメント：①「コロナウイルス（季節性・SARS-CoV-2含む）」の報告欄を設けました。

②分離が無かったウイルスは空欄といたします。

③報告週ごとに色分けをしました。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

仙台市内病院病原体検出情報

<2025年 6 月 2 日～2025年 6 月29日>

独立行政法人国立病院機構仙台医療センター
臨床研究部ウイルスセンター

ウイルス分離状況

2025年	第23週（最終） 6月2日～6月8日	第24週（中間） 6月9日～6月15日	第25週（中間） 6月16日～6月22日	第26週（中間） 6月23日～6月29日
インフルエンザウイルスA(H1)型pdm09				
A(H3)型				
B型(山形系統)				
B型(ビクトリア系統)				
C型				
解析中				
RSウイルス		2		
ヒトメタニューモウイルス				
ムンプスウイルス				
アデノウイルス				
エンテロウイルス				
ライノウイルス		1		
単純ヘルペスウイルス			1	
サイトメガロウイルス				
パラインフルエンザウイルス 1型				
2型	1	1	1	
3型	1	1	2	
4型	2			1
解析中			2	1
コロナウイルス				
未 同 定	1			
分離総数／検体総数	5/37	5/55	6/44	2/52

抗原検出状況

2025年	第23週 6月2日～6月8日	第24週 6月9日～6月15日	第25週 6月16日～6月22日	第26週 6月23日～6月29日
インフルエンザウイルス				
A型				
B型				
※Liat A型				
B型			1	
新型コロナウイルス	3	1	1	
※Liat コロナ	1			
RSウイルス		1	1	4
ヒトメタニューモウイルス				
アデノ（呼吸器）		1		
※溶連菌				1
アデノ（眼科）				
アデノ（便中）				
ノロウイルス				
ロタウイルス	1			
単純ヘルペス				
水痘帯状疱疹				
陽性数／検体総数	4/218	3/200	2/186	4/200

コメント：①「コロナウイルス（季節性・SARS-CoV-2含む）」の報告欄を設けました。

②分離が無かったウイルスは空欄といたします。

③報告週ごとに色分けをしました。

※院内から提出される検体につきまして、同一患者から複数の検体が提出される場合がありますので、分離数と実質患者数が異なる場合、「分離数（実質患者数）」の順に記載しています。

なお、これらの成績は主に以下の医療機関から定期的に送られてくる検体を解析したものです。

* 永井小児科医院、庄司内科小児科医院、仙台医療センター

保健所からの便り 宮城県

病院・診療所の一般診療業務と保健所の公衆衛生業務

今回は一般の医科診療と公衆衛生業務について、その違いや交差するポイントなどについて考えてみたいと思います。私はBackgroundが外科医のため、歯科のことはわかりませんが、ここでは医科についてお話しします。

病院や診療所などの医療機関に従事している医師は、おそらく学生時代に履修し単位を取ることが必須とされている「公衆衛生学」を学んだことでしょう。私が覚えているのは、いわゆる「基礎系」の公衆衛生学の教授が、なぜ当時の第3内科（消化器内科・糖尿病内科その他）出身の先生なのだろう？ という疑問と、検査陽性／陰性と、疾患あり／なしが2×2 tableに書かれた「感度」「特異度」「陽性的中率」「陰性的中率」の講義くらいでしょうか。

毎年9,000人を超える数の医学部生のうち、はじめから公衆衛生などの基礎系を志している方は極めて稀ではないでしょうか。たいていの学生は病気を治したい、など志を高く持って激しい受験競争を勝ち抜いて医学部（私の印象では、大学というより専門学校に近い感じがします）に入り医師を目指していると思います。

ところで医師を養成するにあたり、5～6年生になると実際に臨床現場を経験させる臨床実習（いわゆる“ポリ・クリ”，small group teaching（SGT）とも言ったりします）を行いますが、平成14年から、米国ははじめ世界的な医学教育カリキュラムに準ずる形式での「臨床実習開始前の学生評価のための共用試験」なるものが試験的に、平成17年には正式に始まりました。また平成29年から臨床実習後にも「診療参加型臨床実習後客観的能力試験」なるものも試験的に、令和2年からは正式に始まっています。

つまり医師国家試験を受ける前に、臨床実習前と臨床実習後に能力試験を受けなければならないくなり、それは令和3年に、“令和3年5月28日医政発0528第1号「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医

療法等の一部を改正する法律”として公布され、令和5年4月から、まずは「臨床実習前共用試験」が大学内の試験の枠を超え、公的な試験となっています。

これらをパスし更に無事に医師国家試験を合格すると、初期研修医として研修指定病院にて研修を積みますが、同時に医師としてさまざまな法律に縛られます。まずは「医師法」が大きなものですが（実は医師のことに限らず医学生時代の共用試験や初期研修のことまでも医師法には記載されています）、その第一章第一条に「医師は、医療および保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上および増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。」と、いの一に“公衆衛生の向上”という文言が現れます。つまり医者たるもの、つねに公衆衛生という視点で医療を行わなければならない、ということが基本なのとも言えます。つづいて「医療法」という法律により、「医療機関は医療を受けるものの利益や保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制をとり国民の健康の保持に寄与すること」、そして「医師は医療を受けるものに対し、良質かつ適切な医療を行うように努めなければならない」と、その第一章第一条に定められています。保健所による医療機関の立入はこの法律の総則に基づき第二十五条に規定されております。

以上のことから、医師はつねに最低でも「医師法」「医療法」を常に念頭に置いて業務を行う必要がある、と言えます。当然ながら行政職として公衆衛生に従事する医師は常にこれを強く意識しています。

話を医師の進路に戻しますと、研修終了後は臨床医を目指すものの多くは、専門科の専攻医を目指すことになります。

専攻医採用実績数 診療科別一覧表

令和6年度第1回 医道審議会
医部分科会 医部専門医部会
令和6年7月16日
虎野1(日本専門医機構資料)

令和6年3月28日時点 確定値

診療科		平成30年 (2018年) 採用実績	平成31年 (2019年) 採用実績	令和2年 (2020年) 採用実績	令和3年 (2021年) 採用実績	令和4年 (2022年) 採用実績	令和5年 (2023年) 採用実績	令和6年 (2024年) 採用実績
1	内科	2,670	2,794	2,923	2,977	2,915	2,855	2,850
2	小児科	573	548	565	546	551	526	532
3	皮膚科	271	321	304	303	326	348	297
4	精神科	441	465	517	551	571	562	570
5	外科	805	826	829	904	846	835	807
6	整形外科	552	514	671	623	644	651	739
7	産婦人科	441	437	476	475	517	481	482
8	眼科	328	334	344	329	343	310	331
9	耳鼻咽喉科	267	282	266	217	256	203	206
10	泌尿器科	274	255	323	312	310	338	343
11	脳神経外科	224	252	247	255	237	217	219
12	放射線科	260	234	247	268	299	341	343
13	麻酔科	495	489	455	463	494	466	486
14	病理	114	118	102	95	99	93	90
15	臨床検査	6	19	14	21	22	36	18
16	救急科	267	286	279	325	370	408	472
17	形成外科	163	193	215	209	253	234	226
18	リハビリテーション科	75	69	83	104	145	136	153
19	総合診療	184	179	222	206	250	285	290
	計	8,410	8,615	9,082	9,183	9,448	9,325	9,454

※黄緑色のセルはシーリング対象の診療科

厚生労働省「今後の専門研修制度に向けた検討について」（令和6年度第2回医道審議会医師分科会医師専門研修部会資料）
(2024年9月) p.7より
<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001301187.pdf> (2025年1月16日閲覧)

この資料には基礎系に進む人が入っていないので、医師全部の進路を反映していませんが、大抵の場合、大学の医局（教室）に入って研究生活を送る医師が、基礎系の教室に派遣されて研究し、学位取得後もそのまま基礎系に残るという形が少なくないと考えられます。

学術としての公衆衛生学では、広く「社会医学系」の学会が集まって作った「社会医学系専門医協会」の中で専攻医（専門医）を目指してもらう、というシステムが構築され始めています。

◎ 社会医学系専門医協会

社員

構成学会（8学会）

- ◎ 日本衛生学会
- ◎ 日本産業衛生学会
- ◎ 日本公衆衛生学会
- ◎ 日本医療・病院管理学会

- ◎ 日本医療情報学会
- ◎ 日本疫学会
- ◎ 日本災害医学
- ◎ 日本職業・災害医学

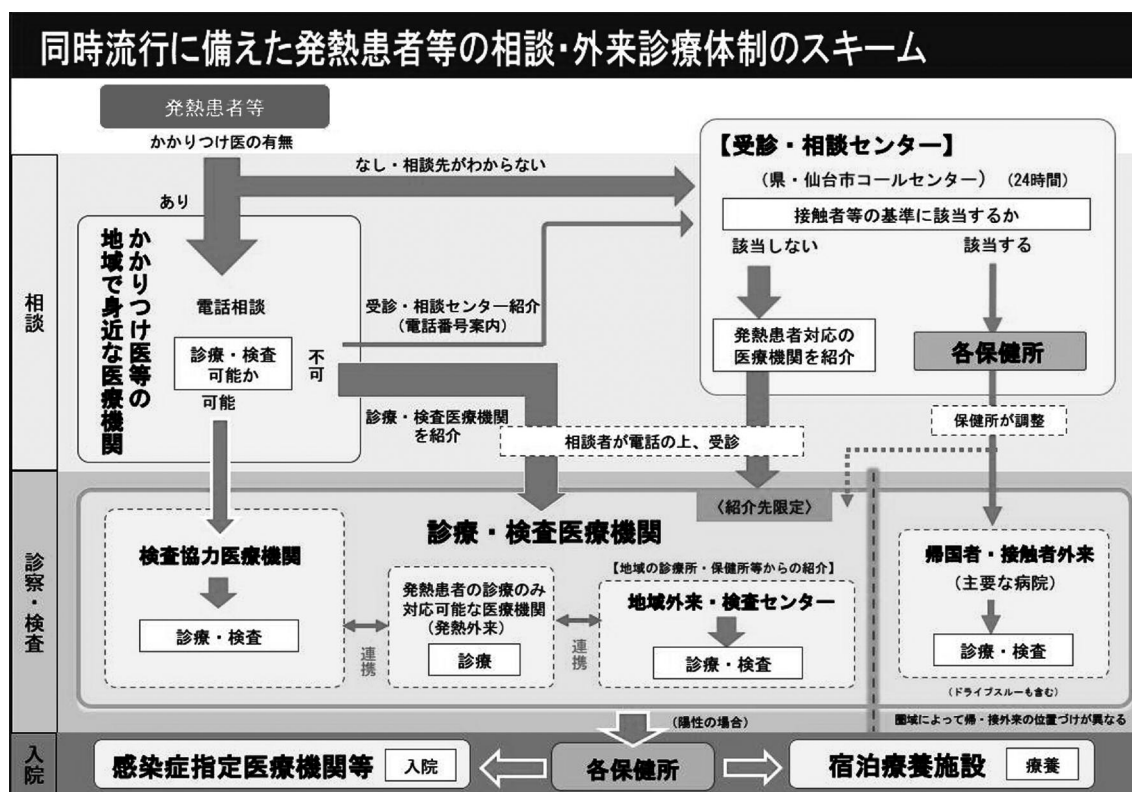
- ◎ 全国衛生部長会
- ◎ 全国保健所長会
- ◎ 地方衛生研究所全国協議会
- ◎ 全国衛生学公衆衛生学教育協議会
- ◎ 日本医師会
- ◎ 日本医学会連合

友好社員

- ◎ 日本医学教育学会
- ◎ 日本国際保健医療学会
- ◎ 日本法医学会

（一般社団法人 社会医学系専門医協会のHPより）

社会医学系医師である公衆衛生医の中でも、行政機関に勤める「行政医」は、患者の疾患に関わる医療の知識とは別に、それこそ社会に目を向ける、という臨床医とは別の視点が求められます。臨床医は、個々の患者の内側から（ヒトの中に内包する）「疾患」へアプローチをする、というイメージですが、行政医は、個々の患者以外も含めた多数のヒト：「ヒトの集団」を、外側から「俯瞰する」というイメージでしょうか。一見すると直接的な関わりは全くないような思われますが、COVID-19を契機に、実は密に関連しているということは何となくではあっても体感されたのではないのでしょうか。行政の役割としては臨床における困難事態・問題点などについて解決法を考え実践することにより、日常医療そのものに、それなりに貢献したと考えても差し支えないのではないのでしょうか。



(2020年10月の宮城県新型コロナウイルス感染症対策会議資料より)

COVID-19対応で図らずも県や保健所、市町村といった行政組織の役割がクローズアップされた形ですが、実はそれ以前から、行政は医療そのものに深くかかわっていた、という事実を再確認したいと思います。

その代表的なものとして、結核をはじめとする感染症に対する業務、精神症状を有し自傷他害のおそれのある方に対する精神通報に関する業務、食中毒に関する業務があります。

感染症法に基づいた発生届が医療機関から出された場合、保健所は患者を診た医師以上に患者に関する問診・検査所見を含めた診断根拠・患者および家族背景などを事細かに調査し、時には保健所長は発生届の差し戻しや内容追加を求めます。診断医にしてみれば、自分の診断にダメ出しされていると思ってしまうこともあるでしょう。しかし結核では医療費の公費負担の可否を審査する、ということも含め、すべては「感染症法」に基づいて行われる、という大原則があります。行政医は実際に診療を行う臨床医に比べ自由度はない、というのが実感で、それは一つ一つ根拠法令に基づいて業務を行っていることからもうかがえます。臨床医の診断

の「正誤」は、誤解を恐れずに言えば、行政手続きに支障がなければどうでもいいのです(診療の中身はわれわれ行政には詳細がわかりませんし、正誤にまつわることは患者と診療医の問題です)。行政としては感染症に基づく「届出基準」に沿った届け出がされているか、ということが重要なのです。届出基準を満たしていないのでは? という疑義があれば届け出た医療機関に照会を掛けます。これに関しては公費負担などが関係しない「百日咳」「腸管出血性大腸菌」「赤痢」「レジオネラ」「梅毒」などに対しても同様です。

またいわゆる精神通報(精神保健福祉法の第22条通報(一般人から)、第23条通報(警察官から)、第24条通報(検察官から))事案においても、行政は被通報者の個人的情報(診療でいうところの問診みたいなもの)を細かく調べ把握し、医療に繋げるための業務を「精神保健福祉法」に基づいて行っています。その中には措置診察・措置入院といった、法律に基づいた強制的な医療に繋げることもあります。保健所はその都度診察を担当してくれる精神保健指定医を2名探し、措置入院を引き受けてくれる病院を

探し、患者を精神保健指定医のいる医療機関に運ぶ、または精神保健指定医を警察署など被通報者の所在地へ連れていく、措置入院が必要となったら被通報者を入院先病院へ搬送する、といった業務を朝早くから夜遅くまでかけて、あるいは日を跨いで行います。主な業務は保健師や事務職の方が行い、保健所長は担当職員と協議の上、措置診察の可否などの最終決定を行います。

食中毒に関する業務では、食中毒が疑われる患者を診察した医療機関からの届け出があった際、保健所は医療機関が行う問診以上に事細かく、患者や患者と同じものを食べたかもしれない周囲の人の喫食調査などを行い、本当にそれが食中毒事案なのか、単発の感染症なのか、という判断を行います。周囲の人の調査に関しては、観光地や観光ベントの場合には発症者が他の都道府県に居住していることがあるので、県域をこえて行う（たいていは当該地保健所に調査の依頼をかける）こともあります。この食中毒か否かの最終決定も保健所長が（形式上）行います。

このように保健所勤務の医師は「集団を見る」といいながら実は個人そのものも業務の対象としていることも少なくありません。

近年、東日本大震災、熊本地震、台風・豪雨災害を契機に行政の災害対策の一環として、災害時の被災者・避難者の健康管理、避難所の衛生管理などの中枢機能が保健福祉事務所・保健所に求められ、その体制整備が進められ、昨年元日の能登半島地震で本格稼働した行政組織

（県庁や保健所）の「災害時保健医療福祉調整機能」およびそれを補佐する「災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）」の役割が重要になっています。ときには災害時急性期医療を担うDMATに対して医療の対象者情報を提供するということもあります。この機能は災害時だけではなく実はCOVID-19の際にも広域型の感染症発生時にも実質的に行われていた、という事実があります。COVID-19に対する医療体制構築に尽力いただいた医師会の役職のある先生方はよくご存じのことですが、一般の医療機関で実診療にあたっている先生方は具体的な保健所・行政の業務どこまでご存じでしょうか。

振り返ると、一般診療と公衆衛生業務は、直接には関係ないようで実は密接な関わりがある、ということが言えると思います。それゆえ行政医にはそれなりの臨床知識・医療機関従事経験が必要とされます。ということで、宮城県は行政医、はっきり言えば県の5カ所の保健所でゆくゆくは保健所長として働いていただける（仙台市にある県庁での勤務、ということとはほぼありませんが）臨床医の方を募集しております。一般臨床医としての知識・経験は決して無駄ではなく、むしろ大いに役立つのだ、ということ、実感を含めて述べさせていただきます。

（文責：宮城県東部保健所保健医療監

兼石巻保健所長

兼気仙沼保健福祉事務所保健医療監

兼気仙沼保健所長 上野 達之）

保健所からの便り 仙台市

建築物衛生法と室内空気環境

私たちの生活において、一日の多くの時間を過ごす場所は、屋内空間です。オフィス、学校、商業施設、映画館、公共施設など、さまざまな建物に囲まれた生活は利便性を高める一方で、建物内の空気環境が私たちの健康や業務効率に与える影響が無視できないものとなっています。

こうした背景から、建物の衛生的な環境を法的に支えるのが、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）」です。昭和45年に制定されたこの法律は、多数の人が利用する一定規模以上の建築物（特定建築物）について、空気、給排水、清掃、害虫防除といった環境衛生項目の適正な管理を義務づけるもので、公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保を目的としています。

空気環境の管理基準項目は、二酸化炭素濃度、一酸化炭素濃度、浮遊粉じん量、温度、相対湿度、気流、ホルムアルデヒドの量の7項目が定められています。厚生労働省の調査によると、多くの建物で一酸化炭素濃度や浮遊粉じん量、ホルムアルデヒドの量は基準を満たしているものの、室内空気の全般的な指標である二酸化炭素濃度が基準を超えることが少なくありません。特に、オフィスや教室など、多くの人が長時間滞在する空間では、換気が不十分な場合、二酸化炭素濃度が急速に上昇し、疲労感や頭痛、集中力の低下を引き起こす原因となります。これを防ぐため、建築物衛生法では二酸化炭素濃度の基準を1,000ppm以下に保つことと定めています。

仙台市保健所による市内建築物の調査においても、浮遊粉じん量や一酸化炭素濃度についてはおおむね基準値の範囲内でしたが、二酸化炭素濃度の不適率が相対的に高いことが確認されています。これは、換気への意識が十分に根付いていない建物が依然として存在することを示

しています。さらに、立入検査での確認では、利用者が冷暖房の効率を重視して室内の換気スイッチ切ってしまうケースも見受けられます。最近では換気による室内の温湿度変化を抑える設備なども広く導入されていますが、このような設備を正しく使用し、換気を適切に実施することが快適性の向上と健康リスクの軽減につながることを周知する必要があります。

建築物内の空気環境は目に見えない要素ですが、健康と生活の質を左右する大切なものです。利用者の気づきや行動も、建物の環境改善につながります。衛生的で快適な建築環境を維持するためには、法律による基盤整備とともに、建築物の管理者と行政、そして利用者の一人一人がそれぞれの立場で環境衛生への関心を持つことが求められます。

建築物衛生法は私たちの健康を支えるソフトインフラであり、その意義と役割を広く共有しながら、市民の皆様が健やかに過ごせる環境づくりを進めていく必要があります。建築物衛生法の詳細については厚生労働省並びに仙台市のホームページでもご紹介しておりますので、ぜひ一度ご覧いただき、健康で快適なまちづくりにご協力いただけますようお願い申し上げます。

（文責：仙台市保健所生活衛生課 大槻）

- ・厚生労働省HP
建築物衛生のページ



- ・パンフレット
「中小ビルの所有者・ビルを利用される皆様へ」



- ・仙台市公式HP
建築物衛生のページ



ちょっとひと息

「食材王国みやぎ」夏のおすすめ食材
～きゅうり・アナゴ～

【「食材王国みやぎ」とは】

宮城県には、澄んだ海、肥沃な大地、豊かな森が育む季節ごとの美味しい食材が豊富にあります。「食材王国みやぎ」は、食材の多彩さ、質の高さ、魅力を表す「メッセージ」です。

今回は、「食材王国みやぎ」夏のおすすめ食材「きゅうり」と「アナゴ」をご紹介します。



★おすすめ食材「きゅうり」★

【来歴・特徴】

きゅうりは、インドのヒマラヤ山麓で3000年前から栽培され、日本には中国を経由し平安時代に渡来しました。「胡瓜」とも書きますが、これは中国西部にあった国の「胡」に由来します。しかし、江戸時代までのきゅうりは苦かったため、栽培が盛んになったのは品種改良が行われ始めた明治以降です。

近年、鮮やかな緑色で生食用として見栄えが良い白いぼ種（トゲが白色）が好まれて多く出回っていましたが、最近では、産地が差別化を図るため、産直などでは黒いぼ種（トゲが黒色）も出回っています。業務用きゅうりでは、洗浄が容易な「いぼなし」の品種も使われています。また、接ぎ木による台木利用で、果実表面を保護する白い粉（ブルーム）が出ない、見た目のよいブルームレスきゅうりが主流となっています。



【宮城県のきゅうり】

宮城県には、国が集団産地として指定する指定産地が「きゅうり」で6地域あり、ほぼ一年中きゅうりが栽培されています。仙台市場における夏期の入荷量は、宮城県産が約8割を占めます。

その中でも、JAみやぎ登米胡瓜部会は、約110名の農家が参加し、延べ面積は約70haの県内トップのきゅうり部会です。

登米市は漫画家である石ノ森章太郎の生誕地であり、キャラクターを起用した統一デザインの段ボールで販売を展開しています。



★おすすめ食材「アナゴ」★

【宮城県の夏のプライドフィッシュ「アナゴ」】

アナゴは北海道～九州までの内湾や沿岸の砂泥地に生息する魚で、穴や隙間に潜む習性から「穴子（あなご）」と名付けられたとされています。

宮城県では、この習性を利用した伝統的な「アナゴ筒（ハモ胴）漁」が盛んで、令和5年の水揚量は194トンで全国第3位を誇ります。県内随一の水揚量を誇る石巻市表浜地区で獲れたアナゴは、宮城県の夏の「プライドフィッシュ」として宮城県漁業協同組合に選定されています。



【食べ方】

アナゴは弾力性が強く透明感のある白身で、全身に混在した脂の旨味が豊潤な魚です。開いたアナゴに酒を振りかけて焼いた「白焼き」は、純粋なアナゴの旨味を味わうのにオススメです。また、アナゴはビタミンAが特に豊富な魚で、肌荒れの予防や眼精疲労への効果が期待できます。

見た目がそっくりなウナギと比較すると、脂質、炭水化物が少ないため低カロリーであり、身質もさっぱりとしているのも特徴です。

（※注意）ウナギやアナゴ等の「ウナギ目」の魚は血液の中に血清毒を含んでいます。生食できないのは勿論、目や傷口にウナギ目魚類の血液が入った場合、腫れや炎症等を引き起こします。自分でアナゴを捌く際には、注意して調理しましょう。



とうもろこしときゅうりの混ぜご飯

材料（4人分）

◆米……………2合

〈A〉

◇酒……………大さじ1
◇塩……………小さじ1/2

◆昆布……………5cm角1枚

◆とうもろこし……………1本

◆きゅうり……………1/2本

◆しょうゆ……………大さじ1/2

◆塩……………適量



レシピ提供

KIRIN

キリンビール株式会社
「キリンレシピノート」より

作り方（調理時間：60分）

- 1) 米をといで炊飯器に入れ、〈A〉、水を加えて2合分の水加減に調整し、そのまま20～30分浸水させる。昆布、縦半分に切ったとうもろこしをのせて普通に炊く。
- 2) 米が炊き上がった後昆布を取り出し、とうもろこしの実を包丁でそぎように落としてざっくり混ぜる。昆布を細切りにしてもどし入れ、5分ほど蒸らす。
- 3) きゅうりは5mm角に切ってボウルに入れ、しょうゆを加えて、さっと和える。
- 4) [2]に[3]を加えて混ぜ、味をみて足りなければ塩で調える。

生とうもろこしと一緒に炊き上げた、ほんのり甘い香りの混ぜごはん。しょうゆをからめたきゅうりが食感のアクセント。

【むすびに】

宮城県の旬の食材やおすすめレシピ、「地産地消推進店」に関する情報は「食材王国みやぎ」公式InstagramやFacebookでも発信していますので、ぜひフォローをお願いします！

「食材王国みやぎ」



Instagram



Facebook



宮城旬鮮探訪

（宮城県農政部食産業振興課）

ちょっとひと息

仙台市八木山動物公園 「仙台市八木山動物公園施設長寿命化再整備計画」 が本格的にスタートしました。

今回から2回に分けて「仙台市八木山動物公園施設長寿命化再整備計画」のうち、エリアIの主要な建物となる「総合獣舎」についてご紹介します。

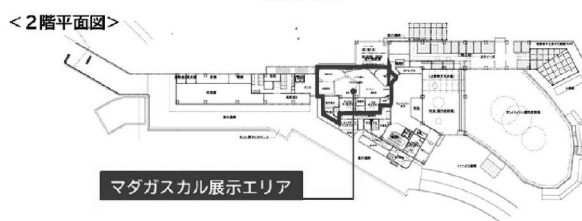
総合獣舎は2階建てとなり、これまで園内に分散していたアフリカ地域の動物のうち、カバ・サイ・シマウマ・ダチョウ・キツネザル類・アフリカ原産のカメ・チンパンジーの飼育施設を集約し、また、これらの動物の一部は屋内でも観覧できるようにします。



<1階平面図>



<2階平面図>

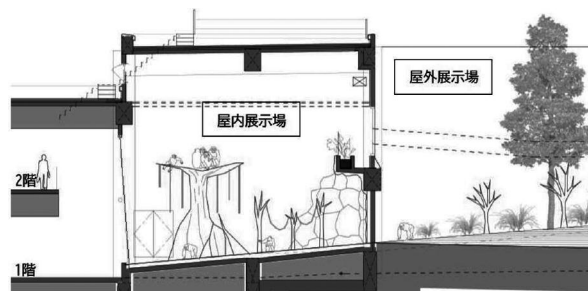


屋外の施設が多い動物園では、雨の日や、暑さ・寒さが厳しいときなどには、快適に観覧することが難しくなりますが、今回のリニューアルでは、屋内展示場の充実などにより、天候や季節を気にせずに、じっくりと動物を観察できる動物園となることを目指しています。

例えば、ライオンの屋外展示場のビューポイントには庇を付け、アフリカの森のチンパンジーの屋外展示場の周りに設けるビューポイント付近はトンネル状にし、雨や雪の日でも傘をささずに動物を観られるようにします。

また、総合獣舎の一部を1・2階吹き抜けとし、

チンパンジーの屋内展示場を設け、屋内でも間近に観られるようにします。



チンパンジーの屋外展示場と屋内展示場のイメージ図



チンパンジーの屋内展示場内部のイメージ図

そのほかにも、1階にはサイとカバの屋内展示場を設け、その迫力ある動きや生態を間近に観られるようにします。



カバの屋内展示場のイメージ図

このように、総合獣舎ではアフリカ地域に生息する動物を集約して工夫を凝らした展示を目指し、ご来園者の皆さまに今まで以上に楽しんでいただけるような観覧環境をつくってまいります。

次回は、総合獣舎の2階に整備する「マダガスカルゾーン」についてご紹介いたします。

(八木山動物公園フジサキの杜)

研究助成

令和7年度 宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成の決定

一般財団法人 宮城県公衆衛生協会

当協会は、公衆衛生の向上を図り、健康で文化的な県民生活の建設に寄与することを目的として設立されております。この目的達成の一環として、宮城県公衆衛生研究振興基金を造成し、その果実を運用いたしまして公衆衛生領域の調査、研究に対して助成を行っております。令和7年度の宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成については、令和7年6月9日に基金運営委員会を開催し審査を行いました。その結果、次の調査・研究に対して助成を行うことに決定いたしました。

(単位：円)

No.	申請機関	研究代表者	調査研究課題	助成額
1	仙台市若林区保健福祉センター 次長兼仙台市健康福祉局保健所 参事 国立機構仙台医療センター ウイルス研究センター 客員研究員	山本 夏男	成人を対象とした麻疹等中和抗体価経年的変化調査と地域アウトブレイク対応基盤の構築	300,000
2	東北大学病院 特殊診療施設 歯科医療管理部 助教	渡辺 隼	歯科診療における飛沫・エアロゾルの発生動態の可視化、拡散メカニズムの解析、および拡散抑制方策の開発とその効果検証により、歯科医療環境における感染対策を構築する研究	260,000
合 計			2 件	560,000

なお、宮城県公衆衛生研究振興基金研究助成要領は、ホームページに掲載しておりますのでご参照下さい。令和8年度においても多数のご応募をお待ちしております。

お問い合わせは、022-771-4722 担当 総務部 伊藤までお願いいたします。

あ と が き

今年は平年より早く、気温が高くなり、長期間続く可能性があるとの報道等もあり、熱中症対策が重要となります。

厚生労働省では、職場での熱中症予防の対策として、事業者に対し、予防措置を義務付ける改正労働安全衛生規則を本年6月1日から施行しました。

また、気象庁と環境省は連携して、「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」も引続き発表されており、注意喚起が行われています。

気象庁や日本気象協会などの最新の気象情報

等を公式ウェブサイトやアプリでリアルタイムの気温や天候、熱中症危険度等を信頼できる情報源として、健康を第一と捉え、身を守る行動を心掛けたいものです。

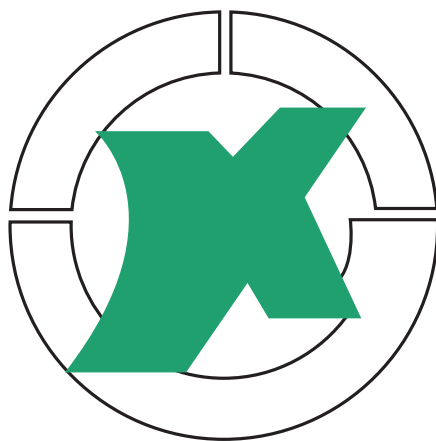
さて、今月号には令和7年度研究助成の審査結果を掲載しております。当協会の事業が皆様の公衆衛生活動の一助となれば、幸いです。

なお、昨年度の研究助成の結果報告については10月号に掲載予定です。

今後とも読者の皆様からのご意見・情報をお待ちしております。

(事務局：jouhou@eiseikyokai.or.jp)





記 章 の 説 明



は宮城県の地図



と公衆衛生協会の頭文字

Kを図案化したもので、Kの緑色は宮城県の色を表している。

外枠は公衆衛生協会の公を図案化したものである。

(昭和62年10月制定)

公衆衛生情報みやぎ 令和7年7月20日発行

編 集 者 公衆衛生情報みやぎ編集委員会
発 行 所 一般財団法人 宮城県公衆衛生協会
〒981-3111 仙台市泉区松森字堤下7-1
TEL 022-771-4722 FAX 022-776-8835
Eメール：jouhou@eiseikyokai.or.jp
URL：https://www.eiseikyokai.or.jp
印 刷 所 株式会社 イシカワ印刷